

移転価格課税における所得移転の基準

—米国裁判例を素材として—

濱 田 明 子
〔税 務 大 学 校〕
〔研 究 部 教 育 官〕

要 約

1 基本三法による独立企業間価格算定の問題

わが国の移転価格税制である租税特別措置法第66条の4は、独立企業間価格の算定において、基本三法が優先適用されると定める。独立価格比準法においては、同種の棚卸資産が同様の状況で売買されていることが求められる。また、再販売価格基準法または原価基準法においては、同種又は類似の棚卸資産を販売または購入していることが求められ、売手の果たす機能に差異のある場合には、売上総利益率について必要な調整を加えた割合から通常の利潤の額を算定する。これは、基本三法による独立企業間価格の算定方法において、取引の対象たる棚卸資産と売手の機能という要素が重視されていることを意味する。

1933年の国際連盟の報告書においては、arm's length standardによる所得の算出にあたり、機能(service)対価要件と非関連者間販売要件が重視されている。非関連者間で機能を基準とした対価要件により所得を配分することの問題点は、この基準により算出されるリターンの総体が、多国籍企業などの統合グループにおける合計リターンより小さい場合に生じる。これが価格の連続性の問題である。多国籍企業などにおいて連続する取引価格の総体について、比較対象取引が存在しない場合、その総体が個別の機能のリターンの合計を超える収益部分が存在するのである。

検証対象者の機能を重視して抽出された比較対象取引をもとに算出される独立企業間価格は、検証対象者の機能に関する市場におけるリターンにもとづく利益が、検証対象者の利益として、全体の利益から切り取られる結果を生じるのである。このような利益の切り取りは、その超過部分を非検証対象者について配分し、検証対象者には機能に限定したリターンのみを帰属させる効果を有する。

現在の基本三法は比較対象取引の選択の基準として、棚卸資産と機能が重視される結果、特に機能による所得配分が行われる結果となっている。

そのため、機能の小さい当事者を検証対象として、最小の利益を付すことによる利益配分が行われることがある。

このような課税例として、米国の裁判例をいくつかとりあげ、棚卸資産と機能の重視が行われる背景を、比較対象取引が納税者の行う内部取引から完全な外部取引へと移行した結果であると分析する。

基本三法を適用するにあたり、納税者の取引と関係のない非関連者間取引を基準とする場合には、比較可能性の相対性という問題が生じ、比較可能性についての基準が必要と考えられる。

税務当局は、同種の事業を営む者に対して、比較対象取引に関する情報収集のための質問検査権が認められているが、納税者の側はそのような情報にアクセスすることができない。外部取引を基準とする場合、取引との比較可能性の判定において検討されるべき要素の相対性が検討されるべきである。それは、特に、納税者の予測可能性と法的安定性の確保のために要請されることである。

また、移転価格課税において、完全な外部取引を基に市場におけるリターンを基礎とした独立企業間価格の算定は、機能による市場リターンによる所得の切り取りである。このような計算効果を踏まえて、独立企業間価格の算定手法の選択を検討する必要がある。

現在、わが国の独立企業間価格の算定方法としては、基本三法とその他の方法が定められている。非関連者間の取引を基準とする独立企業間価格の算定方法である基本三法が、後者の「その他の方法」である所得の発生に寄与した要因による所得の配分方法に優先して使用される。独立企業間価格の算定方法の選択は、重要な意味を有するが、後者の方法を用いることができるのは、前者の方法を「用いることができない場合」とされている。後者の方法を用いることの意味が検討されなければならない。

2 米国の移転価格課税におけるarm's length standard

米国の移転価格税制の導入は20世紀初めに遡る。当初、価格操作による

所得の移転は、租税回避の手段の一つとして考えられていた。そのため、取引の経済的な合理性が所得の配分の判断基準となっていた。そして、取引の合理性を欠くとして、移転所得をすべて否認する課税が行われていた。

その後、外国の事業体の事業実体が認められるようになると、納税者の内部取引を比較対象取引とした課税が行われるようになった。arm's length standardが所得算定の基準として財務省規則に登場した。

一方、多くの多国籍企業は取引を内部化する。多国籍企業が、所有する無形資産等から生じる収益を完全に確保すると、移転価格課税において基準となる内部取引、すなわち納税者自身と特殊の関係にない第三者（非関連者）との比較可能な取引が存在しなくなる。その結果、移転価格税制におけるarm's length standardに合致する取引は非関連かつ独立の取引であるとされ、純粋に第三者間において成立する外部取引が比較対象取引として機能するようになった。

納税者が非関連者を行う内部取引との比較に基づき行われる移転価格課税は、納税者自身が行う取引が比較対象取引であるため、取引の条件や取引の市場などの状況が多くの点で共通する。しかしながら、納税者の取引と関連のない外部の非関連者間取引を基準として、独立企業間価格が算定される場合には、多くの差異が存在する。

現実の取引価格の設定には多くの条件が加味され、あるいは無視されている。特に外部の取引を基準とする場合には、機能と棚卸資産を同様に考慮しなければならない経済的条件も存在する。取引において多くの差異が存在する場合に、機能と棚卸資産を特に重要な独立企業間価格算出の要素とすることについて、検証が必要と考えるのである。

米国の判例において、arm's length standardはその意味を変えている。当初は、納税者に支配されていない者との取引の条件を意味していたものと考えるが、比較対象取引となりうる内部取引が存在しなくなった時点から、独立した非関連者間の外部取引の条件へと変化した。このような点を認識した上で、独立企業間価格の算定方式が選択されなければならないものと

考える。

3 国際取引における経済的価値の移転

独立企業間価格は法人税法上の課税所得算定のためのツールの一つであり、みなし譲渡課税との関連を有する。みなし譲渡は、法人税法第22条2項の無償譲渡課税と同様の位置にあり、移転価格課税との共通性も指摘されている。無償譲渡における収益を経済的価値の移転により認識するならば（適正所得算出説）、経済的価値の流入というフローを基準とした課税とは異なった観点が必要と考える。移転価格課税が所得の国外への移転に対処する目的を有する限りにおいて、経済的価値の評価の必要性が生じるといえよう。

中里教授は、みなし譲渡課税の検討にあたり、収益の認識方法の相違を指摘される。直接税としての所得課税において、現実採用されている所得算定方式は、基本的には実現主義であるとしながら、理論的に考えるならば、実現主義の妥当する場合と、時価評価の妥当する場合を分けられる。所得課税の論点からは、当期の利益をもたらす事業活動と将来のキャッシュフローのための投資活動を考えることができ、前者については実現、後者については可能な限り時価評価を採用すべきであると述べられる。

移転価格課税は、取引を通じた企業の所得の国際的な付替えに着目して行われる形となっているが、現実には所得の国際的移転を認識のタイミングとするみなし譲渡課税の側面を有する。その結果、移転価格課税は、企業の事業活動により生じた利益と将来にわたり発生する利益が収益として認識され、その点において時価評価による現在価値への課税が行われる。このことは、移転価格課税において問題となっている将来のキャッシュフローのための投資と、その結果である超過収益に対する課税の問題に直結する。

移転価格課税の一局面は、取引における価格というフローの形式により、ストックの移転に対する課税を行う試みではないかと考える。法人税法22

条2項のように経済的価値の移転により収益の認識が行われるとき、それは、経済学的観点からみたストックに対する課税の性質を付与されたものと考えることができるのではないか。現状の移転価格課税において、フロー課税を貫くならば、機能に応じた所得、通常の事業活動から生じる所得がその規律する範囲となろう。しかし、このような観点からは検討の対象とされない所得が存在し、それが無形資産の介在する取引から生じる所得の問題である。そして、その問題は、実は超過収益を生じさせる投資活動から生じる所得の配分の問題であって、事業活動から生じる所得の配分とは異なるアプローチが必要となってくるものと考えるのである。

将来のキャッシュフローをもたらす資産に対する課税は、投資活動をどのように考えるか、そして、その時価の評価をどのように行うかという観点からの検討が必要とされる。移転価格課税におけるその他の方法の適用は、このような局面において検討されるべき課税方法ではないかと考えるのである。国家間の課税問題は、ストック課税の観点からのアプローチが必要と考える。

目 次

第1章 序説	115
第2章 米国の移転価格課税における所得移転の基準	120
1 移転価格課税のはじまり	120
2 「公正かつ合理的」な取引基準	122
(1) 1945年 <i>Seminole Flavor Co. v. Commissioner of Internal Revenue</i> 事件	123
(2) 1959年 <i>Hall v. Commissioner of Internal Revenue</i> 事件	125
(3) 1962年 <i>Frank v. International Canadian Corporation</i> 事件	126
3 納税者の行う非関連者間取引基準	127
(1) 1964年 <i>Oil Base Inc, v. Commissioner</i> 事件	128
(2) 1965年 <i>Johnson Bronze Company v. Commissioner</i> 事件	131
(3) 1967年 <i>Eli Lilly & Company v. Commissioner</i> 事件	134
4 立法上の対応—arm's length standardの具体化	135
5 独立かつ非関連取引を基準とする課税	138
(1) 1970年 <i>Woodward Governor v. Commissioner</i> 事件	138
(2) 1970年 <i>Baldwin-Lima-Hamilton Corp. v. United States</i> 事件	139
(3) 1971年 <i>United States Gypsum Co. v. United States</i> 事件	140
(4) 1972年 <i>Lufkin Foundry and Machine Co. v. Commissioner</i> 事件	141
6 第三者の行う非関連者間取引への移行	142
(1) 1973年 <i>R.T. French Co. v. Commissioner</i> 事件	143
(2) 1980年 <i>U.S. Steel Corp. v. Commissioner</i> 事件	144
(3) 1989年 <i>Bausch & Lomb, Inc. v. Commissioner</i> 事件	147
(4) 1979年 <i>E.I. Du Pont de Nemours and Company v. The United States</i> 事件	150
7 利益配分への道筋	153

(1) 1983年 Hospital Corporation of America and Subsidiaries v. Commissioner of Internal Revenue 事件	153
(2) 1985年 Eli Lilly and Company and Subsidiaries v. Commissioner of Internal Revenue 事件	154
(3) 1987年 Chiba-Geigy Corporation v. Commissioner of Internal Revenue 事件	156
(4) 1991年 Merck & Co., Inc v. The United States 事件	157
8 小括	159
第3章 価格の連続性から生じる問題	161
1 価格の連続性について	161
2 基本三法と利益配分法の近接	165
第4章 結びにかえて	169
1 経済的価値の移転による収益の認識	169
2 みなし譲渡の側面からの検討	173
3 フロー課税とストック課税	175

第1章 序説

移転価格税制は国際的な所得の移転に対処するが、それは国外関連取引において支払を受ける対価または支払う対価の額と独立企業間価格との差額に着目して是正される。租税特別措置法第66条の4第2項は、独立企業間価格の具体的算定方法として、独立価格比準法、再販売価格基準法及び原価基準法の基本三法とこれらの方方法に準ずる方法その他政令で定める方法を規定する。

独立価格比準法は、特殊の関係にない売手と買手が国外関連取引にかかる棚卸資産と同種の棚卸資産を同様の状況の下で売買した取引の対価の額に相当する金額を求める方法である。再販売価格法及び原価基準法は、比較対象取引における売上高あるいは売上原価に対する通常の利益率をもって独立企業間価格を算定する方法である。

いずれの基本三法によって独立企業間価格を算定する場合にも、基準となる取引（比較対象取引）の存在が鍵となるが、その把握は困難を極めている。独立価格比準法においては、問題となっている国外関連取引に係る棚卸資産と「同種の棚卸資産」を、同様の状況で売買した取引の対価の額につき「取引段階、取引数量その他に差異」のある状況の下で取引された場合その差異により生じる対価の額の差を調整し、独立企業間価格が算定される⁽¹⁾。また、再販売価格基準法及び原価基準法においては「同種または類似の棚卸資産」を非関連者と取引し、「売り手の果たす機能その他において差異」がある場合の必要な調整を行って、独立企業間価格が算定される⁽²⁾。これは、わが国の移転価格税制において、比較対象取引を検討するにあたり、取引の対象である「棚卸資産」、「取引段階、取引数量その他」、「売り手の果たす機能」が重視されていることをあらわすものである。比較対象取引から独立企業間価格を算定するに

(1) 租税特別措置法第66条の4第2項一号イ

(2) 租税特別措置法施行令第39条の12第6項及び第7項

あたっては、取引の比較可能性について十分吟味する必要がある⁽³⁾とされる。しかしながら、独立企業間価格の算定における「同種」「類似」「必要」などの条件は、いずれも具体的な事情の検討が必要とされ、抽象的に判断することができないのである。

基本三法による独立企業間価格の算定にあたり基準とされる比較対象取引としては、外部取引と内部取引がある⁽⁴⁾。独立企業間価格は「独立の非関連者間の取引において成立する」という点が重要視される結果、納税者の行う内部取引と類似の事業を営む者の取引が同等に参照されていると考える⁽⁵⁾。外部取引を比較対象取引として参照するためには、類似の事業を営む者から、第三者との取引価格や利益率等に関する情報の収集が必要である⁽⁶⁾。わが国では、平成3年、移転価格調査に関し、納税者の取引自体には全く関係のない同種の事業を営む第三者への質問検査権が導入された⁽⁷⁾。外部取引の参照は、重要な意味をもつ。移転価格税制は、所得の国際移転に対処するのであるが、その所得の移転をどのように考えるのが問題である。移転価格税制の核心が「同一又は類似の条件の下で同一又は類似の活動に従事する独立の企業であつ

(3) 国税庁『平成3年改正税法のすべて』、201頁

(4) 国税庁『昭和61年改正税法のすべて』、199頁。独立価格基準法については、比較対象取引につき内部取引と外部取引があると指摘し（200頁）、再販売価格基準法及び原価基準法における比較対象利益率についても内部利益率と外部利益率があることが言及されている（202―203頁）。一方、再販売価格基準法及び原価基準法による独立企業間価格の算定例として、納税者の行う非関連者取引が例示されているものもある（羽床正秀『移転価格税制詳解11年版』大蔵財務協会、1999年、158-59頁）。ここでは、納税者が内部取引を基準として独立企業間価格を算定することと、外部の取引を比較対象取引として参照することの相違点についての検討は行われていない。

(5) 独立企業間価格の算定方法である再販売価格法及び原価基準法について、その基準となる比較対象取引につき、内部取引と外部取引の区別を行っていないものも見られる。佐藤正勝『移転価格税制の理論と適用―日米両国法制の比較研究―』、税務経理協会、1997年、48―49頁

(6) 国税庁『改正税法のすべて平成3年』、287頁

(7) 租税特別措置法第66条の4第9項

たならば稼得したであろう純事業所得」にある⁽⁸⁾という命題が検討されなければならないと考える。

本稿は、移転価格税制における所得の移転を、適正な収益の認識という観点から、移転価格税制の中核の概念となっている独立企業原則をどのように考えるべきかという点について、米国の課税の実例を分析しながら、検討しようとするものである。

独立企業間価格の基準を納税者の外部に求めることは、国外関連者と国際取引を行う企業の多くが、取引を内部化し高収益をめざす企業行動により、比較対象取引たる内部取引が存在しなくなるなど、経済状況の変化によって当然起こり得る帰結であった。外部取引は、納税者の国外関連取引と多くの取引条件が異なり、比較可能性の問題が生じる。納税者が非関連者とする内部取引との比較に基づき行われる移転価格課税は、納税者自身が行う取引が比較対象取引であるため、取引の条件や取引の市場などの状況が多く の点で共通する。しかしながら、納税者の取引と関連のない外部の非関連者間取引を基準として、独立企業間価格が算定される場合には、多くの差異が存在する。現実の取引価格の設定には多くの条件が加味され、あるいは無視されている。特に外部の取引を基準とする場合には、機能や棚卸資産と同様に考慮しなければならない経済的条件も存在する。国外関連取引と比較対象取引において多くの差異が存在する場合に、何を重要な独立企業間価格算出の要素とすべきか―国外関連取引との比較可能性をどのように考えるのか―について、改めて検証が必要と考える。

比較対象取引たる条件は、わが国の移転価格税制において重要な位置を占めている。基本三法を用いることができない場合、これらの方法に準ずる方法その他政令で定める方法⁽⁹⁾を用いることができるが、基本三法を「用いることができない場合」とはどのような場合であるか。基本三法で独立企業間価格

(8) 赤松晃『国際租税原則と日本の国際租税法―国際的事業活動と独立企業原則を中心に―』、税務研究会出版局、2001年、375頁

(9) 租税特別措置法第66条の4第2項一号ニ

を算定できない場合として、最もありうべきケースは適切な比較対象取引が把握されない場合と考えられる。

比較対象取引の判断は、基本三法を用いることができず「その他の方法」を使用する場合の判断規準として、独立企業間価格の算定方式の決定にリンクする。そして、独立企業間価格の算定方式の決定は、その算定のために必要と認められる帳簿書類の内容の確定にも関連する。これは、独立企業間価格を算定する方法によって必要と認められる資料が異なる場合があるためである。従って、比較対象取引の確定の問題は、帳簿書類が遅滞なく提示又は提出されなかった場合の推計規定あるいは比較対象企業への質問検査権の実施の適用の判断規準としても機能する⁽¹⁰⁾。

また、納税者と課税当局の間では、独立企業間価格算定のための比較可能取引の内容の相違も発生する。納税者は自らが行う取引以外に正確な取引に係る情報を入手することはできない。一方、課税当局は質問検査権に基づき取引にかかる情報を収集することができる。従って、納税者の獲得できる情報と質問検査権の発動により課税当局の入手できる情報には重大な差が生じ、その結果、計算される独立企業間価格に差が生じる場合もある。独立企業間価格算定のための適切な情報の入手可能性を原因として、適切な比較対象取引を巡り、課税当局と納税者の基準の間にずれが発生することは、わが国の申告納税制度の下では特に重大な問題である⁽¹¹⁾。

比較対象取引に関する議論が重要となっているが、この理由は何であろうか。次章においては、独立企業間価格算定においてこのような問題が生じてき

(10) 租税特別措置法第66条の4第7項及び第8項

(11) 金子宏名誉教授は、法的安定性の確保と私的自治の尊重という問題が移転価格税制の最も大きな課題であると指摘される。(金子宏「移転価格税制の法理論的検討—わが国制度を素材として—」樋口陽一・高橋和之編『現代立憲主義の展開(下)』462頁、有斐閣、1993年)

た背景を、米国の裁判例における課税の具体的事例から検討したいと考える

(12)。

(12) 米国の裁判例を取り上げる目的は、わが国において移転価格課税について裁判上争われる具体例が希少であることに加えて、「移転価格税制が外国で課税を受ける国外関連者との取引に関するものであるだけに、外国の税制やその執行状況と深い関連がある（平石雄一郎、「最近のタックスリポートと移転価格税制の評価」税理、Vol. 34 No. 3）」ためである。

本稿では、わが国と経済的に密接な関係にある米国において、移転価格問題が認識され、対処法が形成されていく過程を検討することにより、わが国の税制が直面する問題点の根本的な原因を解明する手がかりとしたいと考えるのである。

米国におけるわが国企業の対外直接投資により設立された現地法人の分布をみると、1999年度の現地法人13,939社のうちアメリカ企業は2,809社と20.1%を占めている。また、1999年度における現地法人の資本金額22兆6862億円のうち、対米額は10兆4790億円と43.1%を占めている。さらに、わが国における外資系企業の売上高は24兆3149億円で、そのうちアメリカ系企業の売上高は13兆5955億円とその55.9%を占めている。このような経済的取引の緊密性は移転価格問題の重要性に直結する。さらに、現地法人に対する日本側出資率は、50%以上の法人（移転価格税制における関連会社に該当する）が92.9%を占めている（経済産業省経済産業政策局、わが国企業の海外事業活動（第30回）、平成14年、86頁、97頁、105頁）。

第2章 米国の移転価格課税における 所得移転の基準

1 移転価格課税のはじまり

米国では移転価格操作は、最も簡易な租税回避の手段の一つとして考えられていた⁽¹³⁾。米国における企業間の価格操作による所得移転に対処する法のはじまりは、1917年の戦争歳入法の77条および78条と財務省規則41条である⁽¹⁴⁾。この規定は、内国歳入庁長官に対し、投下資本または課税所得をより公正に決定する必要がある場合には、関連企業に連結申告を提出するよう求める権限を与えるものであった。

1921年の法改正においても、所得の移転に対応する規定は連結申告の項にある⁽¹⁵⁾。本規定は、長官に対し、収入、利益、所得、控除、または資本を関連する営業又は事業について、正確な配分又は分割を行う目的で、子会社の勘定を連結する権限を与えている。これは、国内子会社と連結申告するに不適格な属国法人により提供される租税回避の機会に対処するためであり、482条の前身の規定は、関連企業を通じた国際的租税回避の問題への対処を動機のひとつとしていた⁽¹⁶⁾。

その後、連結申告の規定から独立して、所得と控除の配分についての規定

(13) Reuven S. Avi-Yonah(1995), The Rise and Fall of Arm's Length: A Study in the Evolution of U.S. International Taxation, 15 Virginia Tax Review 89, at 95 本章については、特にこの論文に負うところが大きい。

(14) T.D. 2694, 20 Treas. Dec. Int. Rev. 294, 321 (1918) 及びWar Revenue Act of 1917, ch. 63, 40 Stat. 300 (1917)

(15) Revenue Act of 1921, ch. 136, section 240(d), 42 Stat. 260(1921)、なお、the War Revenue Act of 1917, Articles 77 and 78において、国税庁長官に、関連企業に対して「投下資本あるいは課税所得をより公平に決定するために必要な場合はいつでも」連結申告書の提出を要求する権限を与えている。これが、482条の源流である(Eli Lilly & Co. v. Commissioner, 84 T.C. 996, 1114-1115)。

(16) Avi-Yonah, supra note 13, at 95-96、なおI.R.C. section 482 の歴史について、White Paper(I.R.S. Notice 88-123, 1988-2 1988-2 C.B.), ch. 2

である45条が制定されたのは1928年のことである⁽¹⁷⁾。45条は、内国歳入庁長官が、脱税の防止あるいは真実の租税債務を明確に反映するために必要があると認める場合には、同一の利害関係者によって、直接又は間接に、所有又は支配される複数の営業又は事業のいずれについても、それらの間で所得又は控除を配分、分割、又は、配賦しうることを規定する⁽¹⁸⁾。

ここまでの一連の規定において、国会が注目していたことは、脱税の防止と真実の租税債務を明確に反映することであったが、真実の租税債務をはかる基準については、何ら議論が行われなかったと指摘されている⁽¹⁹⁾。

1935年、内国歳入庁は、45条に関する財務省規則において、関連者間取引における適正な純所得(true net income)の決定の基準としてarm's length standardを採用した。財務省規則において、arm's length standardは以下のように述べられている。

45条の目的は、被支配納税者を、非支配納税者の基準に従って、支配納税者の資産及び事業から生じる真実の純所得を決定することにより、非支配納税者のtax parityに置くことである。・・・すべての場合に適用されるべき基準は、別の非支配納税者とarm's lengthによる取引を行う非支配納税者の基

(17) Revenue Act of 1928, ch. 852, section 45, 45 Stat. 806

In any case of two or more trades or businesses (whether or not incorporated, whether or not organized in the United States, and whether or not affiliated) owned or controlled directly or indirectly by the same interests, the Commissioner is authorized to distribute, apportion, or allocate gross income or deductions between or among such trades or businesses, if he determines that such distribution, apportionment, or allocation is necessary in order to prevent evasion of taxes or clearly to reflect the income of any of such trade or business.

この文言は、1986年の租税改正法以前の内国歳入法482条とほとんど同一である。

(18) H.R. Rep. No. 2, 70th Cong., 1st Sess. 16-17(1927) 同条の沿革によれば、本条は利益の移転、販売の仮装その他、しばしば、しばり出し(milking)の目的で使用される方法による租税回避を防止する目的を有していた。(H.R. Rep. No. 2, 70th Cong., 1st Sess. 16-17(1927))

(19) Avi-Yonah, *supra* note 13, at 97

準である⁽²⁰⁾。ここでは、arm's length standardについての説明がされているが、独立企業間価格を求めるためにどのような方法が使用されるべきかという説明はされていない。この規則は、1968年の財務省規則まで修正されず、従って独立企業間価格を求めるための具体的な検討は裁判所で行われた⁽²¹⁾。

以下、移転価格課税にかかる裁判例において、所得の再配分を行うべき基準がどのように変化したかについて検討する。

2 「公正かつ合理的」な取引基準

当初、arm's length standardは配分を行うべき基準として提起され、配分額の算定方法としての機能よりも、配分を行うべき状態であることの判断の基準として機能していたと考えられる。

初期の45条適用の事件は、*evasion of tax*や*clear reflection of income*という文言に焦点を当てている⁽²²⁾。1960年前後の裁判例では、問題となっている取引が45条による配分の対象となる取引であるかという点が重要な論点となっている。それは、所得移転問題の解決のアプローチが、当初は所得の連結であったことによると思われる。内国歳入庁の処分は、別個の事業体の所得の合算という観点から検討されており、所得の配分については検討されていない⁽²³⁾。従って、当時の移転価格問題は、所得の合算の根拠として

(20) Art. 45-1(c) of Reg. 86 (1935) (Revenue Act of 1934)

(21) *Avi-Yonah*, supra note 13, at 98

(22) *Avi-Yonah*, supra note 13, at 98, *Asiatec Petroleum Co. v. Commissioner*, 31 B.T.A. 1152, 1195 (1935)

(23) 482条に関する判例の分析として、川端康之「米国内国歳入法典482条における所得配分(一)―関係理論から見た『所得創造理論』」民商法雑誌101巻2号がある。論文では、主に無利息貸付にかかる租税裁判所における裁判例をトレースしている。川端教授によると、Iezzi, Jr. の区分による、1935年から1868年の第一期判例では、無利息貸付につき、取引の相手方に総所得が存在するか否かとは無関係に45条を適用し、相手方での調整なしに譲渡者・貸主の側で総所得の加算を行っていた。(250頁) このような処分は、所得の配分というより、所得の合算からのアプローチと言

の事業上の目的の合理性や正当性をめぐる問題として議論されている。

(1) 1945年 *Seminole Flavor Co. v. Commissioner of Internal Revenue* 事件⁽²⁴⁾

これは、清涼飲料水の香料製造会社である *Seminole Flavor Co., Ltd.* と、その株主により設立された、製品販売と広告等の業務を行うパートナーシップとの間の所得の移転に関する事件である。

Seminole は、1930年代後半、香料の販売には得意先である飲料製造会社（ボトラー）の管理が重要との認識から、フランチャイズ契約を結び、広告、販売及び品質管理などのサービスを提供していた。*Seminole* の最も重要な商品は、Double-Cola という銘柄であった⁽²⁵⁾。

パートナーシップの設立は、*Seminole* の提供するサービスに対するボトラーからの多くの不満を契機にしていた⁽²⁶⁾。*Seminole* の株主は、1939年8月、効率的な広告と販売を行うために、これらの管理業についてパートナーシップを設立した⁽²⁷⁾。パートナーシップは、広告及び販売に関するサービス及び管理を引き受け、その報酬は、*Seminole* の全製品及び商品の総売上上の請求額の50%と定められた⁽²⁸⁾。

Seminole の販売費用は、パートナーシップへの支払であり、その支払金額は *Seminole* 本体の純利益にほぼ等しく、パートナーシップの損益は、純利益率で40%から60%を確保していた。問題とされた1941年において、*Seminole* 本体の利益 (net profit) は29.6万ドル、パートナーシップ利益 (net profit) は24.2万ドルとなっていた⁽²⁹⁾。

えるのではないかと考える。

(24) *Seminole Flavor Co. v. Commissioner*, 4 T.C. 1215 (1945), at 1232

(25) Double-Cola の Formula は、16 の成分から作られており、その内容は極秘にされていた。1940 年ごろには総売上の90%を占めていた。

(26) *supra* note 24, at 1217

(27) *Id.* at 1219-1220

(28) *Id.* at 1221-22

(29) *Id.* at 1224-26

そして、このパートナーシップの利益の配分は、Seminoleの株主への利益の配分とほとんど同様であった⁽³⁰⁾。

このような状況に対し、内国歳入庁は、①パートナーシップは実体がなく⁽³¹⁾、②パートナーシップの純利益は株主への配当であり⁽³²⁾、③契約はarm's length transactionではないことを理由に⁽³³⁾、1940年17.7万ドル及び1941年24.2万ドルとなっていたパートナーシップの純利益をSeminoleの所得として更正したのである。

租税裁判所は、パートナーシップの事業上の目的と正当性を認め、脱税の意図はないとした⁽³⁴⁾。そして、45条の趣旨は、当局に「配分」の権限を認めるものであって、「結合」する権限を認めるものではないとした⁽³⁵⁾。arm's length transactionについては、「取引の独立企業性はその取引が“公正かつ合理的”か否かによって判断されるべきで、非関連者が同じ契約を結ぶか否かという問題は関係ない」と判示した。

本判決では、Seminoleとパートナーシップの取引が45条の適用の対象となるかの判断において、パートナーシップの事業目的及び正当性が検討されている。取引の独立企業性は、その取引の公正さ及び合理性により判断されるとして、非関連者間取引との同一性が求められていないことは、先に引用したとおりである。

45条は、納税者の租税回避を目的とした不合理な行為に対する規制であった。この時期の他の事件において援用された基準は、取引が当事者の機能を基準として「公正」か否か⁽³⁶⁾、当事者が「完全な公正価値」を支払

(30) Id. at 1220

(31) Id. at 1230

(32) Id. at 1231

(33) Id. at 1232

(34) Id. at 1230-31

(35) Id. at 1232

(36) Grenada Industries, Inc. v. Commissioner, 17 T.C. 231, 260 (1951)

っているか⁽³⁷⁾、および支払価格が取引において「公正で合理的」か⁽³⁸⁾というようなものである。

(2) 1959年 Hall v. Commissioner of Internal Revenue事件⁽³⁹⁾

本件は、販売子会社に対する恣意的な所得移転の根拠として非関連者間取引が取り上げられた事件である⁽⁴⁰⁾。

Hall社は油田のセメント工事に使用する部品の製造業者であり、その製品について20以上の特許を取得していた⁽⁴¹⁾。Hall社は、ベネズエラに販売子会社であるSpring Co.を設立し、原価プラス10%（定価の10%以下の価格）の価格で製品を販売した。一方、Hall社は当社の国外販売を行っていた非関連者に対しては、定価の20%の割引率で製品を販売しており、このことが恣意的な所得移転の根拠とされた⁽⁴²⁾。

本判決において、arm's length standardは関連者間取引の判断という点で考慮されている。Hall社は、Spring社が外国販売を取扱う以前の期間について、販売及びサービス費用をSpring社に対して支払を行うことは、独立企業間取引の結果であると主張したが、判決では関連者間取引にあたるかの判断がなされた⁽⁴³⁾。所得の移転を認定する根拠として機能しているのは、第三者間取引との著しい乖離である。なお、裁判所は、このような場合には脱税の意図は認められないとして、内国歳入法293条(b)による

(37) The Friedlander Corp. v. Commissioner, 25 T.C. 70, 77 (1955)

(38) Polak's Frutal Works, Inc. v. Commissioner, 21 T.C. 953, 976 (1954)

(39) Hall v. Commissioner, 32 T.C. 390 (1959), aff'd, 294 F.2d 82 (5th Cir. 1961)

(40) Id. at 410

(41) Id. at 393

(42) Id. at 410 当局は、Spring Co.に対して販売される全商品の定価の20パーセントを除き、原告に配分するものとし、本判決においての支持された (at 391)。なお、本事件の第二審 (Hall v. Commissioner, 294 F.2d 82) においては、第三者取引との比較ではなく、特殊関係の有無についての判断が主要な論点となっている。関連取引に当たるか否かについて争われたものだが、この点から見ても、原審の判断は正当とされ、内国歳入庁の勝訴に終わっている。

(43) Id. at 407

加算税を取り消し⁽⁴⁴⁾、脱税の意図のない所得の移転を認めた。

(3) 1962年 Frank v. International Canadian Corporation⁽⁴⁵⁾ 事件

この事件は、Hall社事件同様、米国の親会社と販売子会社（本件の子会社はWestern Hemisphere Trade Corporation⁽⁴⁶⁾）との薬品販売取引⁽⁴⁷⁾に関するものである。

薬品販売について、親会社は全ての工場からの販売については、およそ100%のマークアップを得ていたが、問題の子会社に対しては、直接製造原価、間接製造費及び輸送費用の合計とその合計にわずか6%のマークアップを加えた価格で薬品を販売していた。また、親会社は子会社への販売にあたり、月額100ドルで、注文・包装・船積等を行った上、事業所を提供するという便宜をはかっていた⁽⁴⁸⁾。

地方裁判所で、納税者は、製品の販売価格が企業間の「合理的な価格と利益」を反映していたことを主張し勝訴した⁽⁴⁹⁾。第二審の第9巡回裁判所も、内国歳入庁の「地方裁判所が正当なarm's length standardのかわりに合理的なリターン基準を使用した」との主張に対し、本質的にarm's length standardを適用する財務省規則を無効とし、「真実の」所得を明確に反映し、関連者の租税債務を修正するために、非関連納税者が何を行ったかを立証する必要はないと以下のとおり判示した。

「独立企業間の値引」が、各「関連納税者」の何が「真実の純所得」か

(44) Id. at 410-11

(45) 308 F.2d 520 (9th Cir. 1962)

(46) Western Hemisphere Trade Corporation（以下WHTCと省略）については、Sec. 109(b), I.R.C. 1939に規定がある。本条項によれば、(1)すべての事業がWestern Hemisphereで行われ、(2)総所得の95%以上を合衆国外の源泉から稼得し、(3)総所得の90%以上を営業または事業活動から稼得している場合には法人付加税が免除される。本条の(3)における”from the active conduct of a trade or business”の解釈が重要。

(47) Liquid chlorine and liquid caustic soda（液化塩素と液化苛性ソーダ）

(48) Frank, 308 F.2d at 529

(49) Id. at 528

を決定する場合において45条の制定法の文言の適用上の唯一の基準であるという長官の主張には同意しない。(中略)例えば、他の裁判所により45条の解釈に使用された「完全公正価値」、「合理的利益を含む公正価格」、「不合理でない方法」、「独立企業間取引を反映する公正な考慮」、「公正かつ合理的」、「公正かつ公正に到達した」または「公正に判定された」を使用する以上に、地方裁判所がここで「合理的リターン」基準を使用することが正当でないとは言えない⁽⁵⁰⁾。

本件において、当局はWHTCの適格性を第一の争点として、その事業実態の解明に力点を置いている⁽⁵¹⁾。第9巡回裁判所は、内国歳入庁が、親会社の子会社へ販売した2つの製品について、親会社の6%マークアップが、別の顧客に販売した場合のマークアップと異なっていることや、親会社の販売する他の製品の利益率については立証されていないことを指摘している⁽⁵²⁾。そのため、第9巡回裁判所は、親会社が取引における合理的なリターンを獲得しているか否かという点について判断を行った第一審を支持した。内国歳入庁は、正当かつ合理的な価格を設定していないのである⁽⁵³⁾。裁判所は当局が第三者間取引について立証していない点を指摘し、当局は敗訴した。本判決は、納税者の側からの非関連取引に関する立証は不要であり、合理的な利益 (reasonable return) 基準を認めたことから、後の多くの移転価格事件において、納税者側の主張の根拠とされている⁽⁵⁴⁾。

3 納税者の行う非関連者間取引基準

(50) Id. at 528-529

(51) Id. at 524

(52) Id. at 529

(53) Id. at 530

(54) 例えば、1964年Oil Base事件、1965年Johnson Bronze Company事件、1967年Eli Lilly事件、1971年United States Gypsum事件、1972年Lufkin Foundry and Machine事件、1973年French事件、1980年U. S. Steel事件等

上記のFrank事件で認められた合理的な利益（reasonable return）基準に対して、内国歳入庁は、納税者の行う非関連者間取引を所得の再配分の基準とするようになった。

（1）1964年 Oil Base Inc, v. Commissioner事件⁽⁵⁵⁾

本件では、石油の掘削液等を製造する米国法人からベネズエラの販売子会社に対して支払われた販売手数料が問題となった。この販売手数料は、過去、当該法人が同じ製品を取扱ったベネズエラの販売会社（非関連者）に対して支払っていた額の約2倍であり、また、現在、ベネズエラ以外の国の販売会社に支払っている額の2倍であった。

納税者は、合理的な取引について「2倍の手数料をベネズエラに対して支払っても、輸出版売からは国内販売より高い利益を保持しているのであるから、手数料はFrank基準のもと合理的である」と主張した⁽⁵⁶⁾。すなわち、問題となっている輸出版売から獲得する親会社の利益が、国内販売から獲得する利益を上回っていることを理由にその取引の正当性を主張したのである⁽⁵⁷⁾。納税者は、親会社の国内取引を移転価格の基準として、輸出入取引の利益の配分が正当であることを主張した。

この点について、第一審の租税裁判所は、以下のように述べている。

「482条事件における唯一の基準が、非関連者間の独立企業間取引において達せられる金額のひとつであるかどうかであるということについて判断することは必要ない。長官は、公のコントロールに従って、納税者間の利益の移転による連邦所得税の脱税を防止するのに必要な場合には、482条の使用において広範な裁量が与えられている。被告の配分に誤りがあることの立証責任は、原告の側にある。国内販売において、原告により保持されている利益率が、輸入販売の合理的なリターンを表しているとの証拠

(55) 23 T.C.M. (CCH) 1838(1964)

(56) Id. at 1845

(57) Id. at 1844、1956年から1959年までの売上総利益率はいずれも輸出版売が国内販売を上回っている。

はない。同様に、ベネズエラのOil Baseに支払われた手数料と割引額が、合理的金額、公正な金額、その他Frank判決において裁判所により言及された条件の金額であるとの証拠はない。これらの手数料が独立企業間取引において、原告から非関連者に対して支払われた金額のほとんど2倍であることは、それらが公正で、合理的でなかったという確かな証拠となる。」

(58)

そして、「原告は、これらの販売に関しては、利益を獲得する資格をあたえるような、ベネズエラOil Base社が行ったサービスを何ら提示していない⁽⁵⁹⁾。」とした。

租税裁判所は、販売子会社に対して親会社の支払う販売手数料について、納税者と第三者間の取引における手数料を比較対象取引として、その取引における支払手数料率と同率の控除を認めた⁽⁶⁰⁾。

判決では、販売代理店に対する販売手数料率の多寡に焦点があてられ、現在の再販売価格基準法による検討が行われたものとする。本判決では、国外販売取引を基準とすることが認められた。

当社の商品の輸出価格の直接のデータは裁判において提示されておらず、国内販売における市場価格と輸出販売における国外の市場価格の違いは不明である。しかしながら、親会社の利益を、納税者の主張する親会社の側の利益が確保されているという主張は、現在の原価基準法の考え方であり、これにより検討した場合には、国内販売取引と同等以上の利益を確保している国外販売取引は適法となりうる可能性があるのではないだろうか。

本判決においては、国内取引と輸出取引のいずれを基準とするかが重要なポイントとなっていると考えられる。この点は、前述のFrank事件において、(原価基準法的に) 親会社の6%の-marginが適正とされたことと対照的である。

(58) Id. at 1845-46

(59) Id. at 1847

(60) Id.

本件では、子会社への販売手数料について、明確な比較対象取引が提示された結果、納税者の主張（公正かつ合理的な手数料であるという主張）は退けられた。本件について、争点となったのは販売子会社への所得の移転であって、親会社の利益ではない。判決は、親会社が国内販売から獲得した利益が適正であることも、子会社に対して支払われた販売手数料等が合理的であることも、証明されていないが、独立企業間取引において非関連者に対して支払った手数料の2倍の額の手数料が子会社に対して支払われていたという事実が、それらが公正で合理的なものではなかったとの証拠になると述べている。さらに、裁判所は、納税者が販売子会社がベネズエラにおける製品販売において利益を獲得するような行為を行っていることを示していないと述べている。

納税者は控訴し、再びFrank事件の合理性の基準を引用して争った。しかしながら、控訴裁判所は真実の所得の決定におけるarm's length standardの適用は適法であると以下の通り判示した。

「問題となっている所得額が、2つの関連法人の間で行われた取引条件によって決定されている場合、取引が非関連者間の独立企業の条件で行ったならば適用されていたであろう条件に基づいて取引が行われていた場合に生じたであろう「真実の」課税所得を解釈することは不合理なことではない。

Frank v. International Canadian Corporation, 308 F.2d520 (9th Cir. 1962) の事件は財務省規則により規定されたarm's length standardは妥当でないと判示した。それは各関連納税者の真実の純所得の決定のための「唯一の基準」ではないとしたのである。しかしながら、財務省規則のarm's length standardから許容できる乖離は、当該事件の事実においては、非常に狭く制限されており、その判決は本件事実には適用できない。

我々は、独立企業間取引基準は規則に従って、正しく適用されたと結論

する。Hall社 v. Comm' r. 294 F.2d. 82(5th Cir. 1961)」⁽⁶¹⁾

第9巡回裁判所は、このように述べ、その脚注において、裁判所が合理的な価格と利益を決定できる場合を明らかにしている。すなわち、(a)請求された価格が、保有する製造活動に対する合理的なリターンをもたらしている場合、また(b)販売される特定の商品について、独立企業の条件の値引きがより高いリターンを生み出したという証拠がない場合である。さらに、子会社によって提供された役務に関する条件が複雑なために裁判所が独立企業間取引を想定するのが難しいことが明らかな場合にのみ適用されるとした⁽⁶²⁾。

関連者間取引の価格は、製造者の合理的リターンを確保し、販売者の利益について独立企業の条件が高収益を生み出すことの証明になる場合には、その価格はarm's length standardに合致していると言えるであろう。しかし、販売者の利益が独立企業の条件でも説明ができない場合には、合理的な価格と利益の決定が必要となるのである。また、役務提供について、取引環境の複雑さから、独立企業間取引を想定することが難しい場合も同様である。すなわち、独立企業間価格の算定が困難な場合をこの脚注は示唆しているものとするのである。

結果的に、第9巡回裁判所はFrank判決を覆した⁽⁶³⁾。合理性基準は極めて狭い範囲へと狭められたように見える。本事件において、arm's length standardは関連取引の判断の基準から、第三者間取引の意味を持った所得の移転に対する配分の基準と位置付けられた。

(2) 1965年 Johnson Bronze Company v. Commissioner事件⁽⁶⁴⁾

ベアリング及びブッシング等を製造するJohnson Bronze Companyはパナマに販売会社を設立し、外国向けの販売を主に取り扱わせた。長官は、

(61) Oil Base, Inc. v. Commissioner, 362 F.2d 212, 214(9th Cir. 1966)

(62) Id. at 214 n.5

(63) Avi-Yonah, supra note 13, at 105

(64) 24 T.C.M. (CCH) 1542

482条に基づき、子会社であるパナマ販売会社の全部の所得を親会社に対して配分した。これまで紹介した事件の多くと同様に、当局の主張は子会社の利益の否認を中心にしている。

租税裁判所は、子会社の事業の実体を認め、納税者の製品販売は子会社が行ったものとした。子会社が実際に独立した事業体であり、販売に関する限り十分な事業の機能を提供していることを理由に、利益の100%を納税者の帰属させる配分が恣意的で不合理であると判示した⁽⁶⁵⁾。しかしながら、子会社に問題の販売を取扱わせたことの理由のひとつが、米国の所得税の支払を回避する目的であることに疑いはなく、当局が納税者の利益について482条を適用することは正当であるとした⁽⁶⁶⁾。

判決においては、次のように子会社の高収益の理由が分析されている。

「独立企業間価格に到達するにあたり、我々は様々な要因を考慮しなければならない。原告の製品の外国販売は、品目ごとに国内販売より高い収益を得ていた。International（子会社）は、原告の商標特許及びノウハウと共に長年に培われた暖簾の利益を享受していた。Internationalは原告から品目ごとの購入を認められ、販売が完了するまで原告の倉庫設備を利用し、処分が難しい大量の在庫に関する金融の手当を回避していたのである。原告は、需要と交換部品の小売市場を増大させるために、はじめに多くの品目を損失を出して製造業者に販売していた。Internationalはこの恩恵を獲得したのである。」⁽⁶⁷⁾

裁判所はこのように述べて、原告の製造による利益に比して、子会社が多大な利益を獲得することは正当化できないと結論している。原告が貢献したことにより生じた利益、すなわち、子会社であることにより享受しえた便宜により獲得した利益は子会社に帰属しないという判断がある。裁判所の中で行われた計算によると、1960年における原告の利益は1.9万ドル、

(65) Id. at 1555-56

(66) Id

(67) Id. at 1557

子会社の利益は14.5万ドルにのぼる。裁判所は、国外における再販売のために同じ製品を原告から購入する非関連企業が子会社と同様の状況にあるものと認定し、当該非関連当事者との取引における価格に基づいて関連者間の配分が行われるべきであると判示した⁽⁶⁸⁾。

Oil Base判決では、比較対象取引として、国外の販売業者との取引が基準とされているのに対し、本件では、国内の輸出業者との取引が基準となっている。Oil Base判決においては、問題となった取引の高収益の原因が、国外市場での高い販売価格にあり、比較対象取引が問題の取引と同じく、国外の販売業者への輸出取引であったため、その高収益が米国企業とベネズエラ企業の販売手数料の支払の中で過不足なく配分されたといえることができる。

一方、本件では、高収益の原因を分析した上で、子会社に帰属すべき利益は機能の評価にもとづいて行われるべきであると結論し、機能の点で類似している国内の非関連の輸出業者との取引を基準として収益の配分が行われるべきとされた。

Oil Base事件及びJohnson事件においては、いずれも納税者が行う第三者間取引を基準とした所得の配分が認められている。しかし、その検討の過程は異なっている。これらの判決の違いは、Oil Base事件では、比較対象取引における価格がそのまま収益の配分の点として機能しているのに対し、Johnson事件では、子会社の機能の分析が行われ、機能に着目した収益の配分が行われている点である。機能に着目した結果、比較対象取引は輸出取引ではなく国内取引でも可とされたのである。

そして、本件では、裁判所は適切な配分を決定するにあたり、「すべての事件に適用すべき基準は、他の非関連納税者と独立企業間取引を行う非関連納税者のそれである」と判示されている⁽⁶⁹⁾。そして、Frank事件に

(68) Id.

(69) Id. at 1556 (citing Treas.Reg. section 1.482-(b)(1))

における「合理的」基準と「独立企業間」基準の選択の要請について言及し、
「この問題については、本件の事実においては、原告により課された唯一の合理的な価格は、当事者が独立企業であったなら到達したであろう価格であると言えよう」と述べている⁽⁷⁰⁾。

(3) 1967年 *Eli Lilly & Company v. Commissioner*事件⁽⁷¹⁾

本件は、米国の製薬会社とそのWHTC⁽⁷²⁾ 子会社との間の移転価格が問題となった事件である。判決では、Frank事件において認められた合理性の基準もまた、非関連の納税者間の取引の枠組みの中で判定されなければならないことを明確に述べている点、注目される。

Lilly社はFrank判決を引用し、配分は事業目的により誘導されたもので、「公正」かつ「合理的」であり、従って、arm's length standardは機能すべきでないと主張したが、請求裁判所(Claims Court)は以下のように述べてその主張を認めなかった。

「arm's length standardから非常に狭い乖離が唯一認められるのは、Frank事件の特別な状況においてである(Oil Base判決引用、省略)。さらに、Frank事件は公正で合理的な価格の要件を確立したというEli Lillyの解釈を受け入れたとしても、そのような価格は独立企業間取引を仮想することによって決定され得るのである。482条の目的は関連納税者を非関連納税者と同等(parity)に置くことである。従って、「公正で合理的」または「公正かつ公正に達した」というような定義は、非関連納税者間で「合理的」または「公正な」枠組みの中で定義されなければならない。被支配法人間取引における事業上の動機として、その価格が「合理的」または「公正」であるという単純な理由では、非関連納税者もそのように考えるであろうということを意味するものでない。従って、arm's length standardが唯一の要件でないとしても、最も重要な判断規準であることは間違

(70) Id. at 1556 n.3

(71) 372 F.2d.990

(72) 前掲注46

いない。」⁽⁷³⁾

請求裁判所は、WHTCとして認められることから生じる租税の特典を享受することが認められるべきだというLillyの主張は、arm's length standardの適用を要請する財務省規則1.482-1の規定を無視するよう裁判所に求めることであるとした。本件において、子会社が非関連であった場合にはLillyの製品をその価格で購入することはできなかったであろうということは明らかなのである⁽⁷⁴⁾。すなわち、WHTCは利益のほとんどを得ていたが、これは非関連者であればこのような利益の移転は生じなかったであろうとの指摘である。

請求裁判所は、市場が比較可能ではないという理由でLillyにより提供された比較対象取引（政府機関に対するまとめ販売）を否定した。しかし、WHTCの利益を半分に減額するという歳入庁による裁量決定は、その結果が「合理的である」という理由で受け入れた⁽⁷⁵⁾。その結果を検討する時点で、裁判所の最終的決定について、arm's length standardがどのような関連を有していたかを認識することは難しい⁽⁷⁶⁾。

4 立法上の対応—arm's length standardの具体化

1960年代の移転価格税制において、arm's length standardの具体化についての立法上の対応をみておく。移転価格問題に対する危機感は議会も共有しており、具体的な配分方法の提示の必要性から、内国歳入法482条（1954年法典において45条が482条へ番号変更）における新しい基準の樹立を導く進展がみられた。定式配分方式の提案である。

1961年、財務省は当時の482条が効果的に米国の課税管轄権を守るもので

(73) Id. at 1000

(74) 372 F.2d 990 at 997

(75) 372 F.2d 990 at 997

(76) Avi-Yonah, *supra* note 13, at 107

ないと強く主張し⁽⁷⁷⁾、国会は、Section 6 of H.R. 10650⁽⁷⁸⁾（以下法案6条という）は、Section 482(b)という新しい条文を提出した。この下院の提案によれば、有形資産の国際移転による482条適用の場合、納税者が独立企業間価格（伝統的な考え方に従って、調和した又は比較可能で調整できる取引に基づいた価格として定義される）を立証しない限り、または、納税者と内国歳入庁が別の方法で合意しない限り、移転価格は移転された無形資産に関連する資産、報酬、及び費用を基準とした定式に基づいて決定されるのである。

議会報告書は、この定式配分を提案する法案6条の趣旨について、以下のとおり説明している。

「現在の428条は財務省長官に対して、「脱税の防止またはその組織所得を明確に反映するために」配分が必要であると決定する場合には、関連者間で所得を配分する権限を認めている。この規定は、長官に内国法人である親会社と外国子会社間で所得を配分するのに必要な権限を与えることを表すものである。しかしながら、実際にはその規定のもと公正な価格を決定する上での困難は、この権限の有用性を厳しく制限している。それは、特に内国法人と外国子会社間で非常に多くの取引に従事している場合である。

現在の482条の適用における困難さのために、委員会はこの規定に、財務省長官またはその代理人が米国企業とその被支配外国子会社間で、販売または購入が行われている場合、米国に帰属する資産、経営者と従業員の報酬及び広告、販売、販売促進費用と外国または関係国に帰属するその割合を基準として所得を配分する権限を有するという項を付加した。これにより、482条の問題の商品の公正市場販売価格を決定し、この価格から課税所得を算定することができるのみ—その過程は、本法案により提出されている配分

(77) Hearing on the President's 1961 Tax Recommendations Before the Committee on Ways and Means, 87th Cong., 1st sess. Vol.4 at 3549(1961)

(78) H.R.10650, 87th Cong., 2d Sess. Section 6(1962), これはthe House Committee on Ways and Meansによって提出された。

規則よりもさらに困難で詳細な計算を求める一であった長官は、(問題の販売に帰属するという範囲において) 関係するグループの課税所得を配分することができるようになる。しかしながら、この法案は、言及する配分が製品の公正市場価格が決定され得る場合には使用されないことが規定されている。また、それらに挙げられたもののほかの別の要因も考慮しようと規定している。さらに、財務省と納税者が相互に合意に達する場合には、全く別の配分規則を使用し得ると規定している⁽⁷⁹⁾。

この報告書に対しては、納税者側から反対の声があがり⁽⁸⁰⁾、上院において問題の法案6条は削除された。両院協議会の報告書において、その理由は以下のとおり述べられている。

482条はすでに所得と控除の配分について、長官に対し広範な権限を与えている。財務省は、この権限のもとに、国外所得に関連する事案において、所得と控除の配分のために、追加的なガイドラインと定式を規定する規則を發展させ、公表する可能性を探索するべきであると考ええるものである⁽⁸¹⁾。

IRC482条により、与えられた権限の具体化は財務省規則において明確にされることが求められることとなった。1968年公表されたIRC482条にかかる財務省規則⁽⁸²⁾は、1993年4月暫定規則⁽⁸³⁾が発効するまでほとんど変更されていない。本規則は、有形資産の移転については、最も詳細に規定されている。基本三法が規定され⁽⁸⁴⁾、これらの方法は、比較対象取引を基準とし、適当なマークアップを把握し移転価格を算定する。比較対象取引が存在しない場合について、規則は以下のように述べている。

「価格算定のための三つの方法のいずれも、特別のケースにおける事実と

(79) H.R. Rep. No. 1447, 87th Cong., 2d Sess. 28(1962)

(80) Hearings on H.R. 10650 before the Senate Committee of Finance, 87th Cong., 2d Sess. 560-561, 725-26(1962)

(81) H.R. Rep. No. 2508, 87th Cong., 2d Sess. 18-19

(82) T.D. 6952, 1968-1 C.B. 218(1968)

(83) T.D. 8470, 1993-1 C.B. 90(1993)

(84) Treas. Reg. Section 1.482-2(e)

状況のもとでは合理的に適用し得ない場合には、何らかの上記以外の適切な価格算定方法か、それらの変形が使用されうる⁽⁸⁵⁾。」

しかし、財務省はこの点について具体的な方法を提案するには至らず、内国歳入法482条を適用する「定式」を考案する努力をしなかった⁽⁸⁶⁾。無形資産について、規則は比較対象が発見できない場合において考慮されるべき12の要因が列挙されているが、その優先順位や相互のウェイトについては規定していない⁽⁸⁷⁾。

5 独立かつ非関連取引を基準とする課税

(1) 1970年 Woodward Governor v. Commissioner事件⁽⁸⁸⁾

Woodward Governorは、イリノイ州のガバナー（制御装置）製造会社であり、本件で問題となった取引は主に主燃料制御装置である1307の販売に関するものである。1307はGeneral Electric社の製造する迎撃爆撃戦闘機のエンジンの補助装置として採用されていた。

内国歳入庁は、1307等の国外販売のためにスイスに設立した外国子会社と納税者の取引について、再販売価格基準法により所得の再配分を行った。その内容は、外国子会社の機能を親会社の単なる代理人として、7%の手数料収入を認め、それ以外の所得を納税者に帰属するものとした。これは、納税者と当該子会社との一般産業用エンジン等にかかる取引に対する販売手数料である6%を基準とするものであった⁽⁸⁹⁾。

納税者は、arm's length standardが適用される場合には、非関連者に

(85) Treas. Reg. Section 1.482-2(e)(1)(iii) この文言は、1966年規則においては記述されていない。すなわち、比較対象が存在しない場合にどのようにすべきかという点について、触れられていないのである。Prop. Treas. Reg. Section 1.482-2, 31 Fed. Reg. 10394(1966)

(86) Avi-Yonah, *supra* note 13, at 107

(87) Treas. Reg. Section 1.482-2(d)(2)

(88) 55 T.C. 56(1970)

(89) *Id.* at 65

対する同一の部品の販売を基礎とする独立価格比準法が適用されるべきである⁽⁹⁰⁾と主張し、租税裁判所はそれを認めた⁽⁹¹⁾。そして、販売子会社が単なる販売代理人であるという内国歳入庁の認定を否定した。判決では、販売形態と補償責任の相違に着目して、比較対象取引が変更されている⁽⁹²⁾。比較可能性の判定のポイントを市場のレベルに置き、スイス子会社と同じく1307の最終的購買者であるヨーロッパのメーカーに対する販売を行う非関連者との取引を比較対象取引とした⁽⁹³⁾。

本件では、内国歳入庁が子会社の単なる販売代理人としての機能に着目した所得の分配を行おうとしたが、適切な比較対象取引を発見しえなかった。内国歳入庁は、原告と子会社の1307以外の商品についての口銭取引を比較対象取引としたのであるが、判決ではuncontrolled transactionsではないとして、再販売価格法の適用の基準とならないとされた⁽⁹⁴⁾。移転価格課税における比較対象取引は、uncontrolledであることが重要であり、さらに果たす機能の差異がその適確性を左右することが強調されている。

(2) 1970年 Baldwin-Lima-Hamilton Corp. v. United States事件⁽⁹⁵⁾

Baldwin-Lima-Hamilton社は、地ならし機、油圧クレーンなどの重機製造会社である。Baldwin-Lima-Hamilton社は、米国外での販売のためにWHTC⁽⁹⁶⁾を設立した⁽⁹⁷⁾。内国歳入庁はこの販売子会社の所得をすべて納税者に再配分した⁽⁹⁸⁾。

(90) 1307は、エンジンの開発者であるGeneral Electric社にも販売されていた。

General Electric社と納税者には関連がなく、納税者はこの取引を独立価格比準法の基準として採用することを主張した。

(91) Id. at 65-68

(92) Id. at 65-67

(93) Id. at 67

(94) Id. at 65

(95) 435 F.2d 182(1970) 控訴審

(96) 前掲注46

(97) Id. at 183

(98) Id

地方裁判所は内国歳入庁の再配分は恣意的であるとした⁽⁹⁹⁾が、控訴裁判所は、「arm's length standardに合致しない（納税者の）理論の側面を拒否するべきである⁽¹⁰⁰⁾」として、arm's length standardを基準として（全体の利益の配分ではなく一部利益の）再配分を行うよう地方裁判所に差し戻した。

本判決は、子会社との取引における利益率5%が、独立の販売業者に対する販売において行われるものであるか、そして、子会社の実際の利益が非関連の国内販売業者であったなら同様であったかという点について検討した上で、何らかの再配分が必要であると結論した⁽¹⁰¹⁾。具体的には、親会社の子会社との取引で獲得した利益が独立した販売業者の取引から獲得した利益より少ないこと、そして、子会社に対して非関連者より有利な条件で値引が行われていることが認められた。

（3）1971年 United States Gypsum Co. v. United States事件

本件ではパナマ子会社に対する船積料とWHTC⁽¹⁰²⁾に対する販売にかかる移転価格の2つの問題が争われた。ここでは後者の移転価格問題について検討する。地方裁判所は、その価格がWHTCに対する所得の移転のために恣意的に設定されていたとしても、親会社の低いマークアップを認めたFrank事件⁽¹⁰³⁾、Polak's Frutal事件⁽¹⁰⁴⁾等に基づき、その価格は「不合理でない」と判示した⁽¹⁰⁵⁾。

第7巡回裁判所の控訴審⁽¹⁰⁶⁾では、地方裁判所のFrank判決とその前審の「合理性」基準の適用を否定して、以下のように判示した。

(99) Id. at 184

(100) Id. at 186

(101) Id. at 185-86

(102) 前掲注46

(103) 308 F.2d 520 (9th Cir., 1962)

(104) 21 T.C. 953 (1954)

(105) 304 F. Supp. 627, at 644-645

(106) 452 F.2d 445 (7th Cir. 1971)

当裁判所は、事実の問題として、WHTC⁽¹⁰⁷⁾ に対するUSG⁽¹⁰⁸⁾ の価格が独立企業間取引において達成された価格と同様であるか否かを判断するにあたり、引用された判決が有用であるとは考えない。これらの判決が、独立企業間取引において達成されたであろう価格と異なった、関連者の所得を明確に反映する「合理的な」価格があるとする申立てを支持する限りにおいて、それらの判決を支持することを謹んで拒否するものである⁽¹⁰⁹⁾。

従って、第7巡回裁判所は、関連者の所得を明確に反映する「合理的な」価格は、独立企業間取引において達成されたであろう価格以外にないと結論した。

これまでの移転価格における合理性の基準は、親会社のマークアップの適切さにより展開されてきたものと考えられる。親会社のマークアップを比較する場合には、親会社の果たす機能に着目して適切さが主張されてきているが、本件においてはそのような主張は認められず、独立企業間取引とは認められなかった。子会社に対する機能重視の配分への流れとは対照的な判断が否定されたと考えることができよう。

(4) 1972年 Lufkin Foundry and Machine Co. v. Commissioner事件⁽¹¹⁰⁾

Lufkin Foundry and Machine Co. は、油井用ポンプ、トラック、ギアなどの設備機械及び部品の製造販売会社である。長官は、原告の販売子会社に対して支払われた20%の手数料について、同じく納税者がカナダに設立した販売子会社の手数料10%が適切として、更正処分を行ったものである⁽¹¹¹⁾。

租税裁判所において、納税者は、子会社との売上にかかる利益率と経費の配賦を行い、取引契約が独立企業間価格を配慮して行われたという取引

(107) WHTCは本件における子会社を指す。

(108) USG は本件における親会社である。

(109) Id. at 449

(110) 468 F.2d 805 (5th Cir. 1972)

(111) T. C. Memo 1971-101

の合理性に関する証拠を提出し、勝訴した⁽¹¹²⁾。

内国歳入庁は控訴し、arm's length standardの合致が必要であることを引用して、納税者の内部取引に関する証拠はその基準を満足するものではないと主張した⁽¹¹³⁾。第5巡回裁判所は、当局を支持して以下のように判示した。

納税者の内部取引のみの自己調査の金額から、非関連者が課したあるいは要求したであろう価格あるいは条件が何かを知ることはできないであろう。当裁判所は、この疑問の余地のない規則により規定されたarm's length standardが満たされるべきであるならば、そのようなマーケティング・サービスの実行がどれだけの代金が交渉されたかを決定するにあたり、Lufkinに関連しない非関連会社間取引の証拠が提示されなければならないことは明白であると考え⁽¹¹⁴⁾。

本判決においては、独立で非関連であるとの条件がさらに徹底されていることを見ることができる。原告であるLufkinに関連しない、非関連者間取引が証拠として求められている。

6 第三者の行う非関連者間取引への移行

Avi-Yonahは、Lufkin判決以降をarm's length standardの衰退の時期ととらえている⁽¹¹⁵⁾。1973年以降の事件で比較対象取引はほとんど見つからない。これまでの内部の取引を参考とした移転価格課税において、そのような取引が発見し得ない状況の中で、基準となる取引の条件として、独立であり非関連者であることが判決の中で認められてきた。

現在のarm's length standardによる独立企業間価格の算定方法からすると問題ではあるが、納税者内部の関連者取引を基準とした処分も見受けられ

(112) Id

(113) *supra* note 114, at 806-807

(114) Id. at 808

(115) Avi-Yonah, *supra* note 13, at 112

る。これは、適正な所得配分を目指した結果のことであり、独立した第三者と納税者の取引が発見しえなくなった状況の中で、どのような基準により移転価格を考えるのかという新たな方向性が模索されていた時期と考えることもできよう。

このような移転価格課税に対して、裁判所は納税者と支配関係のない、独立で非関連の者の間の取引を参照するべきであると判断した。移転価格課税は、外部取引の参照の段階となり、どのような観点から外部取引を選択するかという問題が生じてくるのである。

そのような状況の中で、経済はさらに発展し、無形資産の取引が国際的に行われてくる。外部に比較対象取引を求める必要が生じてきている段階において、さらに唯一無二であることが高収益の原因である無形資産取引についての検討が必要となってきたのである。

米国では、無形資産の国外への移転に対処するため、1986年改正により、super royalty条項が導入された⁽¹¹⁶⁾。ここでは、それ以前の時期における、無形資産の関係する所得の移転についての裁判例を検討する。

(1) 1973年 R.T. French Co. v. Commissioner事件

本件は無形資産にかかる使用料に関する移転価格問題が検討されている⁽¹¹⁷⁾。納税者は英国法人の米国子会社で、1946年、即席マッシュポテトの製造工程について親会社の所有する高価な特許に関し、21年間にわたる使用料の交渉を行った。この交渉は、工程の高収益性の判明以前に行われ、当時、親会社に49%の非関連の少数株主が存在していた。従って、この使用料は高収益性を考慮することなく決定され、さらに非関連者も多数存在していた。1960年、その工程が非常に収益性の高いことが判明し、少数株主は買収された。そのとき、ライセンス契約が修正されたが、使用料率に

(116) Sec. 1231(e)(1), Tax Reform Act of 1986, 100 Stat. 2085 (1986) 無形資産の移転および実施権許諾の対価がその無形資産に帰属すべき所得と相応するものでなければならないことが規定されている。

(117) 60 T.C. 836

については契約の継続期間中変更されなかった⁽¹¹⁸⁾。

内国歳入庁は、非関連者ならば特許から生じる所得に相応するよう使用料率を修正したであろう、そして、契約における低い料率は英国の親会社に対するみなし配当であって、源泉徴収税が課されるべきであると主張した⁽¹¹⁹⁾。

租税裁判所は、当初の1946年契約は、英国親会社の49%少数株主の存在ゆえに、独立企業間で交渉されたとして、「おそらく問題のスキームにおける『少数株主』の位置付けは、取引の独立企業性を保証するものである」と判示した⁽¹²⁰⁾。「その後、利益の収益性が変化したという事実は合意が形成されたときの合理性を減じるものでは決してなく、独立企業のテストが満足されている限り、482条調整には何の根拠もない・・・親会社の地位にある非関連者が原告に契約の義務を無効とすることを認めることが合理的であると信じる合理性はない⁽¹²¹⁾」、として納税者の主張を認めた。

本判決は、ロイヤルティについて、契約締結当時において独立企業性が認められることで482条の適用を否定している。適正なロイヤルティを算定することなく、契約の条件について独立企業性を判断する結果となっている。

(2) 1980年 U.S. Steel Corp. v. Commissioner事件⁽¹²²⁾

本判決では、非関連者間取引と関連者間取引の比較可能性が検討されている点で注目される。

U.S. Steelはリベリアに子会社を設立し、ベネズエラで採掘した鉱石を

(118) Id. at 838-39

(119) R.T. French Co., 60 T.C. at 836-837 (Nestle Co. v. Commissioner, 22 T.C.M. (CCH) 46 (1963)の引用)

(120) Id. at 851

(121) Id. at 852-54

(122) 617 F.2d 942, (2nd Cir. 1980)

米国まで輸送させていた。リベリア子会社の船積料は、U. S. Steelにより製造された国内鉄鋼の価格と最終的に同様の鉄鋼価格となるようなレベルに設定されており、非常に少ない取引量ではあったが、非関連企業に対する船積料の価格と同一であった⁽¹²³⁾。その結果、リベリア子会社は高い収益をあげることができたのである。租税裁判所において、内国歳入庁は納税者に対する52百万ドルの利益の再配分について勝訴した⁽¹²⁴⁾。

しかしながら、第2巡回控訴裁判所は以下のように判示して、納税者が勝訴した。

「当裁判所は、棄却せざるを得ない。内国歳入庁は482条の広範な文言のもとで再配分を正当化する必要な提示を行うことができなかったためである。・・・財務省規則は、財務省長官に対する本条の広範な代理権限を解釈するガイドを規定し、内国歳入庁長官を拘束する。・・・この「独立企業間」基準は、客観的基準でなければならない、それは、その所得を歪めようとする納税者側の意図の有無に存するものではない。納税者が、そのサービスに対して支払うあるいは課される価格が、「非関連者とあるいは非関連者間の独立の取引において同一または同様のサービスに対して課された、あるいは課されたであろう金額である」ことを立証するならば、別にその行為により関連者間で租税債務の移転が起こったことを立証する証拠が存在したとしても、規則により、482条の配分が行われない権利を得るということは明らかだと考えるのである。」⁽¹²⁵⁾

裁判所は唯一の問題は、子会社の取引と非関連者間取引の比較可能性であると結論した。裁判所は、当事者の関係の結果の数量と継続的取引の保証における差異にもかかわらず、また、納税者が租税が免除される船積業者に対してより大きな利益を留保する目的で鉄鋼の価格を操作することが

(123) Id. at 945

(124) T. C. Memo 1977-140

(125) 617 F.2d 947

できるにもかかわらず、それらは比較可能性があると判示した⁽¹²⁶⁾。

裁判所は、完全な競争市場という抽象的な概念について忠実であることを納税者に求めることは、「不公正な」責任を納税者に課すものであると判示し⁽¹²⁷⁾、比較対象取引について以下のように述べている。

「少なくとも、Quealy判事の意見の中では、子会社に対して、Steelが支払った料金と他の鉄鋼企業が支払った料金との比較において、子会社の料金が高すぎることは全く問題ではないことを支持する理由が明らかになっている。判事は、Steelによって支払われた料率が、482条の配分が正当化される場合に、「1年につき一千万トン以上の鉄鉱石の輸送を行う継続的関係に対して、何が合理的な課金であるか」を判断するために計測されなければならないと述べた。これがまさに問題であるならば、他の鉄鋼会社がSteelが支払ったのと同じの料金を子会社に支払ったという事実は関連性がない。・・・当裁判所は、この議論を拒否せざるをえない。Steelのために子会社が行った業務は、特定の要因により、ある点で、例えば、子会社の鉄鉱石運送設備が世界最大である点で、独特のものであるけれども、もし、租税裁判所の採用した方法が受け入れられるならば、非常に望ましくない不確実性をもたらすであろう。Quealy判事の使用した厳格な判断において、まさに比較対象となりうる取引のある産業は皆無なのである。・・・Pittsburgh Steelは継続とリスクという一対を期待して子会社からサービスを購入しているが、Steelは別であると述べることは、経済的現実を認識することであろう。しかし、それはまた、広く描かれた制定法に経済的詭弁という有害な段階を接ぐことでもある。そしてそれが、Quealy判事の解釈のように「比較可能」であることは「同一」であることを意味するのであれば、納税者に対して、長官の事実上制限のない再配分

(126) Id. at 949-50

(127) Id. at 950

の裁量からのセーフ・ハーバーを認めないことになるのである。」⁽¹²⁸⁾

比較対象取引を外部取引とした場合に、多くの相違点が生じること、そしてそれらの相違点をどのように考えるべきかについての検討が示されている。比較可能であるということは、「同一」とは異なるのである。比較対象取引における比較可能性の相対性が明らかにされている。

(3) 1989年 Bausch & Lomb, Inc. v. Commissioner事件⁽¹²⁹⁾

本件では、「市場価格」を独立の非関連者間取引として、移転価格問題を判断している。独立企業間価格が、市場価格との比較において検証されることは、移転価格税制の新たな展開を表すものとする。

Bausch & Lomb事件では、納税者はソフトコンタクトレンズの独特の製造過程（この製造過程によると、製造原価を減少させることができた）を、アイルランドに設立した製造業者に貸与し、5%のロイヤルティを課した。そのアイルランド子会社は1.5ドルでレンズを製造して、7.5ドルで納税者に販売しており、その価格は高い原価で製造する非関連者の販売価格と同じであった⁽¹³⁰⁾。このことは、納税者の所有する製造過程により、削減できる原価による利益を、アイルランド子会社に蓄積することを意味する。

長官は、Bausch & Lomb Irelandは販売市場の確実な契約製造者（contract manufacturer）であるとの理論に基づき、ロイヤルティを排除して、売上高の20%を税引前の純利益としてBausch & Lomb Irelandに与えるという所得の調整を行った⁽¹³¹⁾。

租税裁判所は、これらの調整が裁量を逸脱しているとして、86ページの意見を附して、Bausch & Lombには製品を購入する契約上の義務はないこと（長官はあたかも関連者間では、そのような義務が必要とされているかのごとく判断している）を根拠とする内国歳入庁の「契約製造業者」分析

(128) Id. at 950-51

(129) 92 T.C. 525(1989)

(130) Id. at 525, 580

(131) Id. at 580-81

を否定した⁽¹³²⁾。そして、比較対象取引の経済的な相違（量の差異、統合事業の相違、および親会社が競合会社よりも非常に低い原価であるという事実）にもかかわらず、非関連者の販売を基準として、その移転価格は正しいと判示した。

「当裁判所は、独立企業間価格の決定方法である独立価格比準法の使用は必須のものであると考える。原告により確認された第三者取引は、子会社であるBausch & Lomb Irelandにより課された7.5ドルのという価格が非関連取引において、同様のレンズが課されるであろう価格と同様かあるいは低い価格であるという十分な証拠を提供するものである。・・・我々は、U. S. Steel判決における第2巡回裁判所の意見に特別の信頼を置く・・・ソフトコンタクトレンズの世界最大の販売会社であるBausch & Lombが、大量仕入業者との長期的関係を結びたいと考えて、独立の製造業者からより有利な価格を確保することができることを仮定することは、経済的現実を認識することであろうが、そのことは理論上合理性があるが、実際の定量化を無視することになる、経済の高度化の度合いを導入することによって、移転価格を設定するCUP法を信頼するという納税者の能力を無能にすることであろう。」⁽¹³³⁾

そして、裁判所は取引量の格差と納税者の低いコストから生じる議論を退け⁽¹³⁴⁾、7.5ドルの価格が「市場価格」とされ、従って、U. S. Steel判決により納税者は「調整から自由になる権利を得た」のである⁽¹³⁵⁾。その裁判所意見の第2部では、租税裁判所は使用料率の問題についてFrench判決を適用し、Bausch & Lombのライセンス契約が（French事件における契約とは異なり）随意に解約できるとしても、無形資産の事後の収益性は、

(132) Id. at 584

(133) Id. at 589-91

(134) 本件において、低コストの問題を退けることは、その原因と反映した結果の収益の帰属についての判断を行わないことを意味する。

(135) Id. at 592-93

使用料率の設定には不適切であると判示した⁽¹³⁶⁾。従って、裁判所は使用料率につき、納税者の主張である5%と課税庁の主張する27-33%⁽¹³⁷⁾を否定して、比較対象取引がないとして、裁量により20%と決定した⁽¹³⁸⁾。

課税庁は控訴し、第2巡回裁判所はこれを支持した⁽¹³⁹⁾。裁判所は、内国歳入庁長官の立場は拘束力のないものではないと認めたが、経済的現実が異なっている、財務省規則とarm's length standardにより、独立価格比準法の適用は義務であるとして、以下のように述べたのである。

「長官により主張された立場は、まさに比較可能性を排除するものである。なぜなら、B&LとB&L Irelandの関係は、独立企業との関係で取引を行う独立の買い手と売り手の関係とは異なるためである。しかしながら、このことは、一般に関連会社間の取引と独立企業間取引と比較する場合にはいつも問題となるであろう。」⁽¹⁴⁰⁾

Avi-Yonahは次のように指摘する。「課税庁の立場は、CUP法を無効にするものであろう。従って、裁判所は、関連者間取引が現実的に独立企業間取引と比較しえないとしても、財務省規則の下でarm's length standardが適用される限り、経済的でない結果が是認されるであろうと認めざるをえない。しかし、それが問題ならば、なぜarm's length standardが適用されるのか。」⁽¹⁴¹⁾

Avi-Yonahの指摘する経済的でない結果とは、どのような意味であろうか。関連者間取引である点について、比較可能性を有する取引は存在し得ないために、第二審で指摘されているように、独立企業間価格を外部取引

(136) Id. at 601

(137) 内国歳入庁は、本件の資産について独立企業間の報酬を決定するにあたり、専門家の報告を得ている。その報告において、本件の無形資産の使用についての適切な報酬は、27 - 33%とされている。

(138) Id. at 594-611

(139) Bausch & Lomb, 933 F.2d at 1084

(140) Id. at 1091

(141) Avi-Yonah, supra note 13, at 118-9

との比較により算定する場合には、必ず生じる問題である。移転価格課税を行う基準はどこにあるのかという根本的な問題が検討されなければならないであろう。

一方、この判決は、arm's length standardの適用の適否の問題ではなく、比較対象取引として外部取引を採用するにあたり、親会社の購入価格を検証の対象とすべきか、子会社の販売価格を検証の対象とするべきかという問題であるとも考えられる。それは、独立企業間価格が「独立した非関連者間において成立する価格」であるとの前提にたった議論であって、その前提にたてば、いずれの取引についても、独立した非関連者間における価格が存在し得ることになり、そして、その取引の対象となる資産について、無形資産など収益に影響をもたらす要因が含まれている場合には、それぞれに別の独立企業間価格が求められる可能性が大きいのである。

本件の第一審において認められた、非関連者がソフトコンタクトレンズを販売するにあたり設定される価格（これは、本件の問題となっている取引における価格の7.5ドルであることの証拠が提供されている価格）は、「独立した非関連者間において成立する価格」であるという条件を満足しているということになるのではないか。

French、U.S. Steel、及びBausch & Lombの各事件は、arm's length standardの適用が外部取引を参照する場合、親会社の側からみた取引価格について比較対象取引を採用し、検証することは難しいことを表していると考えられる。親会社の側からも、子会社の側からも取引価格は一致しているのであるが、どちらの側から検証を行うかにより結果が異なるのである。それは、比較対象取引としての外部取引は、関連者の一方を基準として探索せざるを得ず、その結果、一方の当事者からみた経済的現実が再現されるにすぎないからである。

(4) 1979年E. I. Du Pont de Nemours and Company v. The United States事件

Bausch & Lomb事件に前後するが、本件においては、納税者がスイスに

販売子会社であるDISAを設立し、売上総利益の75%を獲得させていた。内国歳入庁は、DISAの収入の相当部分を原告に再配分した。

納税者はスイスの子会社との移転価格を、DISAの利益の最大化を図って設定していた点を認めていた。Du Pontの内部メモには以下のように書かれていたという。

「タックスヘイブン子会社には、独立企業間価格未満で請求することが望ましい。すなわち、(1) 価格は歳入庁により調査されないかもしれず、(2) 価格が調査されるがその価格を維持するかもしれず、(3) 使用している価格が維持し得ず移転価格が交渉されても、独立企業間価格より少ないことはあっても大きいことは決してないのである。従って、(独立企業間価格) より高い価格で請求した以上に悪いことにはならない。」⁽¹⁴²⁾

原告は、21の販売会社を比較対象企業として、再販売価格法が適用できると主張したが、裁判所は、次のように述べて、納税者の主張する再販売価格法を否定した。

「われわれは、遂行する機能または現実の価値に関係なく利益を蓄積するよう意図され運営される子会社として、DISAを特別の位置に置いた。本質的にそのことは直接に立証されていないが、482条による長官による利益の再配分を支持するものであって、原告のDISAへの販売が特殊であって、現実世界には比較対象取引がない理由についての基本的な理由をかわって示唆するのである。・・・再販売価格法の適用の必須の必要条件は、実質的に比較可能な非関連の再販売業者の存在である。・・・財務省規則により要求される同様さの程度を示す記録はない。」⁽¹⁴³⁾

裁判所は、納税者による産業平均を使用した比較対象取引を否定し、再配分額については、482条が内国歳入庁長官にその権限を与えていること

(142) Id. at 447 n. 4

(143) Id. at 449-51

から、内国歳入庁の金額を合理性の範囲内であるとした⁽¹⁴⁴⁾。

裁判所は、その合理性の判断にあたり、機能的に同様の企業の営業費用の総額に対する売上総利益の額の割合と一般の1100法人の資本収益率を参考としている⁽¹⁴⁵⁾。裁判所において検討された2つの指標のうちの前者はBerry Ratioである。参考までに、内国歳入庁が提示したDISAと比較対象企業の収益率を掲げておく⁽¹⁴⁶⁾。

企業	売上総利益/営業費用の平均値
経営コンサルタント会社 6社	108.3%
広告会社 5社	123.9%
販売会社 21社	129.3%
DISA (再配分前)	281.5%(1959) ⁽¹⁴⁷⁾ , 397.1%(1960)
DISA (再配分後)	108.6%(1959), 179.3%(1960)

Avi-Yonahは、この再配分がarm's length standardの適用を構成すると示唆はない⁽¹⁴⁸⁾と指摘する。この点につき、中里教授も「この判決は、いわゆるBerry ratioと、資本収益率を、その内容について何ら検討を加えることなく、482条の配分の基準として一応は認めている。もっとも、それは、納税者が十分な立証を行っていないことの結果であるから、この判決を、Berry ratioと、資本収益率の妥当性を正面から積極的に認めたものとするのは必ずしも妥当ではないかもしれない。」⁽¹⁴⁹⁾と指摘されている。

arm's length standardの適用において、外部取引を基準とする概念は、

(144) Id. at 455

(145) Id. at 456

(146) Id.

(147) 判決の脚注において、スタートアップ費用を除くと281.5%から336%以上となると指摘されている。

(148) Avi-Yonah, supra note 13, at 121

(149) 中里実『国際取引と課税—課税権の配分と国際的租税回避』322頁、有斐閣、1944年

その取引が独立であり非関連であることである。しかしながら、外部取引の選択の具体的な基準は明確でないため、外部取引を基準とする時、その比較対象取引という指標の的確性の判断が問題となる。確かに比較対象取引は関連取引ではなく、独立企業間価格による取引が行われた結果であるが、その取引と問題となる関連者間取引との適用の関連の基準をどのように考えるべきかという点についての検討が求められると考えられるのである。

7 利益配分への道筋

最後に、利益分割の行われた事例を検討する。いずれも米国の親会社から外国の子会社への収益の移転について、課税処分が行われた事件である。課税当局側には、外国の子会社の機能は小さく、配分される収益も小さいものとなるとの主張があるものと考えられる。

しかしながら、機能に即した市場における合理的な収益を帰属させることがarm's length standardの具体化であるといえるのか、検討の余地がある。ここで取り上げる裁判例では、子会社に対して機能にかかかかる市場のリターンを超える収益を配分している。このような判決は、超過収益の配分を当事者の果たす機能に還元することはできなかったということを表しているのではないかと考えるのである。

(1) 1983年 Hospital Corporation of America and Subsidiaries v. Commissioner of Internal Revenue 事件⁽¹⁵⁰⁾

本件は、子会社の果たす機能に着目して、裁判所による利益分割が行われた事例である。

本件では、納税者はサウジアラビアの病院の経営のための契約締結を行う子会社をケイマンに設立した。子会社の機能は最小にされており、契約に関するすべての実質的な作業は納税者が行っていた。長官はその子会社

(150) 81 T.C. 520 (1983)

は虚偽、あるいは、その所得はすべて納税者に配分されるべきであると主張した⁽¹⁵¹⁾。租税裁判所は、何らかの最小の事業を営んでいたことと契約交渉のための従業員と役員（納税者と同一としても）が存在することから、子会社は虚偽ではないとした⁽¹⁵²⁾。

482条問題については、長官は100%の利益を納税者に配分しているが、これは上記の「虚偽」の申立てを前提としたものであって、裁量を逸脱するものとした⁽¹⁵³⁾。裁判所は、配分を行うことが必要であり適切であることを認めたが、何が合理的な利益の配分であるかを決定することができるかについて、量的な証拠は非常に少ない。その中で、裁判所が出した結論は、子会社の課税所得の75%を原告に帰属させるというものであった⁽¹⁵⁴⁾。

(2) 1985年 Eli Lilly and Company and Subsidiaries v. Commissioner of Internal Revenue事件⁽¹⁵⁵⁾

本件は医薬品企業にかかる移転価格問題である⁽¹⁵⁶⁾。Eli Lillyは、米国内で広範囲の研究を行い、高価値の特許を開発した。Eli Lillyが開発したDarvonは、中枢神経系に作用する最初の人工鎮痛剤であった。Darvonは1960年から1975年まで米国において最も頻繁に処方される薬であって、1958年から1973年までの間、米国において最も売上額の大きい処方薬10種の中に数えられていた⁽¹⁵⁷⁾。その後、1965年設立されたプエルトリコ子会

(151) Id. at 577

(152) Id. at 578-87

(153) Id. at 592-95

(154) Id. at 596-601

(155) Eli Lilly & Co., 84 T.C. at 996(1985) 控訴審では、一部棄却、一部認容された 856 F.2d 855(7th Cir. 1988)

(156) 医薬品について開発された無形資産の移転に関する同時期の事件として、1987年、G.D. Searle & Co. 事件 (88 T.C. 252) がある。

(157) Id. at 1007-08

社に対し、その特許とノウハウが現物出資により移転された⁽¹⁵⁸⁾。

子会社はその特許により2種類の薬の製造を行った。納税者はこれらの薬を購入して、米国で製品を販売した⁽¹⁵⁹⁾。内国歳入庁は、子会社は単なる契約製造会社であり、子会社の無形資産の所有権は無視されるべきであると主張して、特許に係るすべての所得を納税者に配分したものである。

租税裁判所はこの方法を認めず、無形資産の法的な所有権を無視しなかった。さらに裁判所は、特許創出のための費用は主に1950年代に発生したもので、移転のかなり前であることから、その費用は既に回収されていたとして、費用と収益の分離が歪みを導くという内国歳入庁の議論を否定した⁽¹⁶⁰⁾。

租税裁判所は、arm's length standardに基づく適正な移転価格問題について、納税者により支払われた価格は、現在の研究開発費に使用される利益ではなかったとした。独立企業間で交渉した原告が、使用料、一括支払、または、その他原告が一般的な研究開発を継続できるような契約を締結することなく、高額な所得を生む無形資産を移転したであろうということは全く驚くべきことである⁽¹⁶¹⁾。従って、何らかの482条配分が必要である。しかしながら、問題の医薬品は2年間の特許が認められているため、比較対象取引はなく、基本三法は適用できない。両当事者により提供された専門家の証言を否定するならば、裁判所は当事者によって行われた機能に基づき、裁量的な合理的利益分割を決定しなければならない。租税裁判所は、子会社に対して、利益分割法により、製造費用とlocation saving⁽¹⁶²⁾の100%と販売無形資産の所得の55%を配分した⁽¹⁶³⁾。

(158) Id. at 1031-32

(159) Id. at 996

(160) Id. at 1123-26

(161) Id. at 1130

(162) プエルトリコで操業することにより、労働費用の節約等から生じる利益の額

(163) Id. at 1151, 1167

その後、当事者の双方が控訴し、第7巡回裁判所は、納税者は、非関連者に継続する研究開発費を賄うに十分な報酬を得ることなく特許を移転しないであろうという租税裁判所の主張を否定し、納税者が販売権と技術援助契約とともに受領した子会社の株式が十分な報酬を構成していると判決した⁽¹⁶⁴⁾。しかしながら、控訴裁判所は、利益分割法を不合理ではないと認めた、子会社に納税者の研究開発費用に関係することを求めない調整をするよう差し戻した⁽¹⁶⁵⁾。

(3) 1987年 Chiba-Geigy Corporation v. Commissioner of Internal Revenue事件⁽¹⁶⁶⁾

本件では、すべての重要な研究開発は親会社レベルで行うという一括契約に基づき、納税者によりスイスの親会社に対して支払われた使用料率の問題が取り上げられた。内国歳入庁は、納税者が、親会社とジョイントベンチャーを行っており、支払うべきロイヤルティは10%未満であると申し立てた。

租税裁判所は、当局のジョイントベンチャー理論を否定して、薬品の開発の成功は本質的に親会社に帰属すると認定した。そして、その成功は、トリアジン化合物の開発によるものであって、米国市場の開発によるものでないとした⁽¹⁶⁷⁾。

判決では、内国歳入庁の認定した使用料率6%を否定すると同時に、子会社が親会社に支払った10%を超えるロイヤルティ支払もまたarm's length standardに合致しないとして否定した⁽¹⁶⁸⁾。裁判所は、当初の交渉が非関連者間の契約に近いものであるとの理由から、納税者の当初に結んだライセンス契約の10 %をarm's length standardに合致するものと認

(164) Eli Lilly & Co., 84 T.C. at 863

(165) Id. at 871-72

(166) 85 T.C. 172 (1987)

(167) Id. at 222

(168) Id. at 236-37

めた。

判決では、無形資産の開発と市場の開発の2つの開発があって、商品の販売が行なわれるということが整理された⁽¹⁶⁹⁾。本判決においては、当初の契約時の条件が非関連者間取引であるとして、当初の10%の使用料が親会社の薬品の研究開発から生じる利益として認められたが、米国における売上高の激増⁽¹⁷⁰⁾に伴って増加した使用料の追加支払については、独立企業間取引の下で行われたものとせず、支払を認めなかった。このことは、米国市場が当初の目論見より大きな利益をあげたために、米国子会社からの使用料を増額することにより利益の移転を行うことが認められなかったことを意味する。

単純に、子会社の機能のみに着目するならば、売上の激増した10年間に子会社の行なう機能に大きな変更は認められない。追加的支払ができるほどに収益が増加したのは、米国市場そのものがその商品にとって魅力的であったことに他ならない。このような事情における販売の増加から生じる利益が、結果的に販売子会社に帰属した。

(4) 1991年 Merck & Co., Inc v. The United States事件⁽¹⁷¹⁾

本件も、医薬品企業にかかわる移転価格の事例である。納税者は、薬品を開発し、プエルトリコ子会社に特許を移転した。プエルトリコ子会社は、薬品を製造し、非関連者に販売していた。

内国歳入庁は、子会社は納税者に対して、その研究開発と販売援助に対して使用料を支払うべきであると主張した。しかしながら、裁判所はグループ内にある特許の場所は、事業上の帰結ではないが⁽¹⁷²⁾、無形資産の移転の有効性は保持されるとして、研究開発費用が移転の前に回収されてい

(169) Id. at 236-37

(170) Id. at 212 1959年に84千ドルであったアトラジンの売上高は、165,506千ドルへと増加した。

(171) 24 Cl. Ct. 73 (1991)

(172) Id. at 84-85

ることから継続的ロイヤルティの支払は必要ないと判示した⁽¹⁷³⁾。

そして、「1972年から1976年の課税年度において、子会社は1.8億ドルの課税所得を申告した。支払われた連邦税は65万ドルである。製造原価と最終製品価格の不均衡をもたらし、その結果、申告所得の98.82%について所得の留保を可能にするような価格の設定は、経済的に正当化されえないし、社会的にも認容できないものである」としながら、「そのような結果は、規制された薬品市場において期待されるコントロールの弱点を強調するものであって、子会社に関する所得の歪みをもたらすものではない。そのような問題は、現在書かれている制定法とその規則において482条の対象とはなりえないのである」と、裁判所は判示した⁽¹⁷⁴⁾。

Avi-Yonahは、この判決がG.D. Seale事件における分析、すなわち、無形資産を非関連者に対して無償で移転する者はいない⁽¹⁷⁵⁾という点を無視したと指摘する。Merck事件において論じられた唯一の問題は、親会社が子会社のために研究開発及び販売機能を執行したか否かであって、無形資産を非関連者に移転していたらばどうかという点ではなかった⁽¹⁷⁶⁾。請求裁判所は、結果的に独立企業を無視することによって、その基準が、Merckのような、その無形資産を望みのままに方々に移転できる統合された多国籍企業に対しては独立企業分析が適用できないと判示したと指摘されている⁽¹⁷⁷⁾。

しかしながら、機能の分析を行うことがarm's length standardの実質的な検討だとするならば、親会社による研究開発費用が回収されていることで、機能に対する配分が行われたと考えることはまた正当化する余地のある問題と考えられるのではないか。本判決の問題として指摘すべきこ

(173) Id. at 85-86

(174) Id. at 91

(175) G.D. Seale 88 T.C. at 370

(176) Avi-Yonah, *supra* note 13, at 128

(177) Avi-Yonah, *supra* note 13, at 128-29

とは、機能分析を親会社の側から行ったことが適切であったか否かという点ではないかと考える。本判決は、arm's length standardを無視したのではなく、その具体化として機能の分析を行った結果、どちらの側から考えるかによって、結果が異なることが明らかになったのである。

8 小括

米国の移転価格課税におけるarm's length standardを具体化する方策として、内国歳入庁は納税者の行う独立非関連者との間に成立した第三者価格を基準とした。納税者が実際に行っている非関連者取引においては、双方の条件を加味した上で成立する価格が取引から生じる利益そのものの配分の結果であり、基準として明確であるということができよう。

これらの価格の間には取引の時間や経済条件等多くの類似点があり、取引価格を比較する上で何らかの相違点が存在する場合でも、異なっている点を抽出して調整することが可能となる。たとえば、販売か、製造か、という機能の相違が、参考とする取引価格の相違として認識することが肯定されるのである。従って、多国籍企業グループ内の収益の配分において、その企業集団を構成する各事業体の果たす機能が重視されることは納得できる。その果たした機能によって、対内的に利益の配分が決定されることは当然のことであろう。

米国の移転価格課税における機能の重視の背景のひとつには、このような前提が存在するためであると考ええる。しかしながら、米国の裁判例の検討によって明らかになることは、納税者を中心とした取引のなかで所得の移転が判定されていた状況が、多国籍企業に特徴的な経済活動（費用の内部化や無形資産の内部的な実施）により、是正の基準となる納税者による第三者取引が存在しなくなり、移転の基準をどこに求めるのかという問題が生じてきたことである。これは、移転価格問題が租税回避の側面のみならず、そもそも所得とは何かという問題に結びついていることをあらわしている。「被支配納税者のtax parityに置く」ということをどのように考えるかという問題に

対する回答が求められたのである。

そして、独立企業間基準は（納税者の行う第三者間取引が発見しえなくとも）独立非関連者間取引において成立する価格により実現すると進化した。その結果、独立非関連者間取引として、納税者自身とは完全に無関係な第三者同士の取引における価格との比較が行われることとなった。取引上の関連のない企業の利益を参考にすると、納税者と無関係な客観的なデータ自体と納税者の取引との間には市場などの経済的条件の一致はのぞめない。その結果、独立企業間価格の算定において、関連者間取引と非関連者間取引の比較可能性の問題が生じる。

特に、機能による所得の配分は、納税者を中心とした取引における種々の経済的条件の同一性が維持された上で適切な結果を導くものとする。問題となっている取引と比較対象取引を巡る条件の多くが異なっている場合には、機能のみならず、種々の経済的条件が市場価格に及ぼす影響の相対的な重要性が測られなければならない。

次章においては、このような問題の生ずる背景として、取引における価格の連続性の問題をとりあげる。

第3章 価格の連続性から生じる問題

1 価格の連続性について

多国籍企業の所得の配分において、機能による配分がarm's length standardの実現として重視される源流は、1933年国際連盟において取りまとめられたキャロル⁽¹⁷⁸⁾報告に見ることができる。国際連盟の租税委員会により、多国籍企業の資本と利益の配分問題について詳細な研究を託されたキャロルは、1930年から1933年まで、27カ国と米国の3州で使用されている配分方法の研究を取りまとめた⁽¹⁷⁹⁾。

このキャロル・レポートは、(OECD)モデル条約における国際的配分規則の発展におけるターニングポイントであった⁽¹⁸⁰⁾。それまで、事業所得の配分は定式配分方式へと向かっていた。モデル条約の条項にもとづく配分を行うにあたり、定式方法又は経験的方法を示唆する1928年モデル条約に対するコメントリーが優勢であったが、キャロル・レポートは、分離会計制度と独立企業のアプローチを唱道した⁽¹⁸¹⁾。キャロルは、その具体的な2つの要件として、サービス⁽¹⁸²⁾に対する対価と独立者間の販売の要件を主張した⁽¹⁸³⁾。

Langbeinは、このキャロル・レポートにおける「arm's length」が受け

(178) Mitchell B. Carroll

(179) Prevention of International Double Taxation and Fiscal Evasion: Two Decades of Progress under the League of Nations. by Mitchell B. Carroll, League of Nations. [F/Fiscal/111.] (1939. II. A. 8.) 本報告書については、赤松晃氏による『国際租税原則と日本の国際租税法—国際的事業活動と独立企業原則を中心に—』税務研究会 出版局、2001年の第3章において、特に第IV巻第12章の分析が行われている。

(180) Langbein, Stanley I. (1986), The Unitary method and the myth of arm's length, 30 Tax Notes 625, at 631

(181) Langbein, supra note 180, at 631-32

(182) Langbeinはremuneration of servicesと表現している。これは、後にIRC482条財務省規則において規定されるfunction analysis（機能分析）により、収益の配分を考える方式へとつながるものである。

(183) Langbain, supra note 180, at 636

入れられた規範である」という認識に対する反対意見の一つとして、連続価格の問題を提示する。価格の連続性とサービス対価要件について、Langbeinは以下のように述べている。

「価格の連続性の問題は、サービス対価基準によるリターンの総体が、統合グループに対して実際に結合するリターンよりも小さい場合に生じる。そして、何らかの単一事業体方式を使用する場合、検証する事業体に対するリターンは、事実上サービス対価基準により決定されるであろう。これは明らかに、コストプラスによる尺度が使用される場合の問題である。・・・再販売価格基準法を使用する場合には、理論ではなく現実には、その方法はサービス対価の実績値を生むものと考えられるのである。」⁽¹⁸⁴⁾

増井助教授は、Langbeinの「連続価格問題(continuum price problem)」の名称は、「組織形態に対する収益」の存在のゆえに、公正な取引価格としては一定の価格帯の上限と下限が定まるのみであって、そのうちのどの点をもって正しい配分の基準とするかがわからないところに由来すると指摘される⁽¹⁸⁵⁾。

この公正な取引価格の上限と下限とは、取引の双方について独立の当事者の稼得する収益を帰属させることにより、企業グループ内で取引することにより生じる何らかの超過収益が存在するとその超過収益を間にはさんだ公正な価格の点が算定されることを意味すると考える。公正な取引価格の上限と下限の間にあるのは企業グループ内で何らかの原因から生じた収益であり、このような収益を移転価格問題を検討する上でどのように取り扱うべきかという問題が残るのである。

このような収益について、Langbeinは、価格の連続性の問題が個別事業体制度を乱す理由について、(単一事業体方式により決定される) 個別所得の総体を超える結合所得の(仮定)超過分としてmarginal product of the

(184) Langbain, supra note 180, at 654

(185) 増井良啓『結合企業課税の理論』東京大学出版会、2002年、173-174頁

entrepreneur（企業家限界成果）（言い換えるとmarginal return to organization（組織に対する限界リターン））が存在すると考える⁽¹⁸⁶⁾。

そして、このような収益について次のような問題が生じることを指摘する。「比較対象価格が存在する場合には、単一事業体方式の下で所得を決定する理由はない。すなわち、非関連価格の適用は、同時に二つの事業体の所得を決定する。そして、2つの事業体の所得の合計は、合算所得に等しいのである。しかし、そのような価格が存在しない場合には、単一事業体方式は、どちらの事業体に「企業限界成果」を配分するべきかについて、なにも告げることはないのである。超過分は、もっともらしく、片方に、あるいは両方に配分されるか、あるいはどちらにも配分されない。このことが、問題の審判者—調査機関、あるいは訴訟の場面では裁判官—に、単一事業体方式を使用するよう指示する法規を放棄させ、結合所得の全体を明確に配分することを正当化する方法を求めるさせるのである。」⁽¹⁸⁷⁾

多国籍企業の構造は取引費用を回避（内部化）し、資本集約、製品広告、規模の経済の達成及び高価な無形資産の保護における効率性を高める。従って、多国籍企業の各構成部分に対し、例えば米国の主張するCPMのように、個別に市場における利益率を適用しても、その結果は、組織全体の実際の利益率よりも少なくなるのである⁽¹⁸⁸⁾。この残余部分は、組織体の構成部分間の活動の結果であり、何らかの構成部分に対して割り当てられないのである⁽¹⁸⁹⁾。機能に対する市場リターンのみでは、多国籍企業の取引から生じる利益の全体を説明できないのである。

(186) Langbainの指摘するこの収益は、多国籍企業の統合の利益に類似する概念のように思われる。本稿では、基本三法では配分の及ばない超過収益についての検討を行っており、Langbainの考える収益より範囲が広いと考えられるが、配分の及ばない収益の例示として取り上げる。

(187) Langbain, *supra* note 180, at 654-55

(188) Avi-Yonah, *supra* note 13, at 148

(189) Avi-Yonah, *supra* note 13, at 148, note 307 GAO Tax Analysts Tax Notes July 20 1992

Avi-Yonahは次のように説明している。比較対象取引が発見し得る場合には、その発見の事実は多国籍企業がその構造から多大な残余利益を引き出しではないことを指し示すものである。その理由は、そうでなければ、多国籍企業は市場から競争者を追い立ててしまうはずだからである。従って、これらの場合、比較対象取引無しで機能分析を使用することが可能であろう。一方、複雑な移転価格事案の大多数のように比較対象取引を発見し得ない場合には、その事実は多大な残余利益が存在し、この多国籍企業の残余利益が市場から競争者を追い立ててしまったことを示す。多国籍企業のすべての構造部分について市場利益率に基づく機能分析を行ったとしても、大きな残余利益が当事者間で裁量的に分割されないまま残るであろう。内国歳入庁は、すべての残余利益を一方の当事者に配分しようとし、納税者は他方に配分しようとするであろうが、残余利益の一部はどこからも課税されないことになるであろう⁽¹⁹⁰⁾。

このことはarm's length standardが、結果として利益配分の結果をもたらしていることを現すものである。例えば、価値あるブランドネームに基づくマーケティング活動において、(商標や商号をもたない) 現地子会社の機能を制限することにより、商標権の所有者から得る利益を考慮することが主張されている。現地子会社の機能制限は、現地市場に適合した新製品やブランドの試験研究や開発に関して委託開発契約を締結し、それらの活動に要する費用に当該役務提供に相応する利益を加算した対価を委託開発費として現地子会社に支払うことにより、子会社の機能とリスクを制限していくことで実施可能となる。そして、low risk service providerである役務提供子会社

(190) Avi-Yonah, *supra* note 13, at 149 た例えば、内国歳入庁が、Bausch & Lomb (933 F.2d at 1084) のような事件で敗訴した理由は (アイルランドの製造子会社に貸与した無形資産の使用料が低すぎるとして所得の配分を行った事件)、判事が海外の子会社によって行われた機能から生じたものではない残余利益があることを認めたが、(より高い実効税率という理由以外に) この残余利益がなぜ米国に配分されるべきなのかがわからなかったためであると言われているという (Avi-Yonah, *supra* note 13, at 148, note 308)。

として適正な利益を稼得すれば足りるとする結論に至る⁽¹⁹¹⁾。

このように子会社の機能・リスクを制限することにより、「比較可能性の要件がゆるくて済む収益率アプローチ」は、無形資産の存在する場合の製造業者と販売業者との間においても有効であるとする。独立企業原則に従えば、ライセンサーは、ライセンス供与される当該無形資産を利用して果たす機能の対価として合理的な、あるいは競争力のある利益を提示されたならば、かかる条件を受け入れ、当該無形資産の利用に帰属する残余の利益は所有者が得ることになるのである⁽¹⁹²⁾。これは、独立企業原則が、子会社の果たす機能を基準として合理的な利益を検討し、子会社について合理的な利益を付与する（そして、残余の利益は結果的に親会社に付与する）という利益配分の機能を有することを意味するものと考ええる。

現状の非関連者間取引を基準とする所得の配分は、機能あるいはリスクの負担を重視し、それらの負担の少ない者について、相応する利益を配賦することとなる可能性がある。このような前提が妥当であるか否かということを踏まえて、独立企業間価格の算定にあたっては、機能以外の多くの要因について相対的な重要性を検討する必要があると考える。すなわち、機能とリスクの負担が、利益配分の基準となることの正当性が検討されなければならないと考えるのである。

2 基本三法と利益配分法の近接

比較対象取引に基づく独立企業間価格の算定方法と「その他の方法」は、わが国の税制において明確に適用が区別されているが、これらの方法の本質的な類似点が指摘されている。Avi-Yonahは移転価格課税における arm's length standard による独立企業間価格の算定方法と利益配分法の関係につき、次のように指摘する。

(191) 赤松晃、前掲注8、400—01頁

(192) 赤松晃、前掲注8、402頁

arm's length standardは、伝統的に理解されてきたように、しばしば「ユニタリー」、「グローバル」あるいは「定式配分」法と対比される⁽¹⁹³⁾。arm's length standardと定式法との主な相違は、arm's length standardは関連グループの各事業体を個別の納税者として取り扱うことからスタートし、グループ内の他の各事業体とarm's lengthで取引を行っているとは仮定するが、定式方法は関連グループ全体を一つのまとまった企業と捉えることからスタートすることである⁽¹⁹⁴⁾。

Avi-Yonahは、移転価格問題を取扱うarm's length standardと定式配分方式を対照する慣行に対して、これらが実際には別個のものではないと指摘する。むしろ、それらはひとつの連続体の2つの先端にあり、すでに、伝統的arm's length standardとされる原価基準法と再販売価格基準法が、グループ内の各事業体を純粋に個別に取り扱うことから乖離する第一歩を表していると指摘する。その理由は、これらの方法が、グループの利益の全体にかかわり、比較対象取引を基礎として製造業者あるいは再販売業者に対して配分されうる利益率を控除し、残りの利益を他の当事者に配分することを意味するためであると述べている⁽¹⁹⁵⁾。

Avi-Yonahはさらに、1994年財務省規則において導入されたcomparable profit method (CPM) をその延長として位置付ける。CPMは、各製造業者あるいは再販売業者の利益を同一あるいは類似の産業界で活動する企業からなる非常に広範なグループによって稼得された平均利益と比較することによって決定する。この場合の比較の規程は非常に緩んでおり、CPMは、関連者の利益が関連者とは正確には比較可能性のない他の法人により稼得された利益率の合理的なレンジ外に落ちることを確実に回避するために作成された定式

(193) 例えば、以下の論文ではフォーミュラ方式と対比されている。Valerie Amerkhail(1999), Arm's Length or Formulary Apportionment? Sometimes the Best Choice Is Both, 8 Tax Management Transfer Pricing Report 94

(194) Avi-Yonah, *supra* note 13, at 92

(195) *Id.* at 93

の一タイプであるとみなされていると指摘する⁽¹⁹⁶⁾。

現在の基本三法は、取引において成立する価格そのものを離れて、検証対象者（通常一方の納税者）の利益率を加味して検討することが、結果的に、関連企業全体から検証対象者に適切な利益を配分し、その残余を、他方の納税者に配分することを肯定する方法となる可能性がある。定式配分方式と取引価格を基準とした方式との実際の違いは、フォーミュラの使用の有無や事業体に関する観念の相違に起因するものではなく、移転価格課税の判断規準が納税者の行った具体的な取引価格から乖離したことから生じるのではないか。

現状の原価基準法や再販売価格基準法と定式配分方法の一種である利益分割法の相似化の原因は、外部取引を基準とするarm's length standardにあると考える。外部取引を基準とすると、arm's length standardは、移転価格課税の基準である価格そのものから乖離しており、機能の重視と非関連者間取引をコアとするarm's length standardを適用すると、定式方法に近接する結果が生じる。

独立企業原則は、外部取引を基準とした機能の比較の段階になると、比較可能性の問題が利益分割要因の判定の問題と相似してくるのである。多くの相違点のなかから、調整点を取捨選択する判断基準は、分割要因の検討と類似する。納税者と関係のない非関連者間取引を基準とした数値により検証を行う場合には、基準となる比較対象取引をどのような観点から選ぶのかという時点で、所得の分割要因の検討が行われているというべきであろう。

そして、相対的な重要性を測るという点において、わが国の移転価格税制にいう「支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者が当該所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因に応じて当該法人及び当該国外関連者に帰属するものとして計算した金額をもって当該国外関連取

(196) Treas. Reg. Section 1.482-5(c)

引の対価の額とする方法⁽¹⁹⁷⁾」との関連が検討されるべきであると考える。

外部の比較対象取引から算出した機能に対する市場のリターンに基づき独立企業間価格が算定される場合には、検証対象者の側について収益の切り取りが行われる結果となることを認識した上で、独立企業間価格の算定方法の選択について検討する必要があると考えるのである。

また、このような議論の前提として、一定の指標を独立企業間価格の算定方法の基準として採用する場合、その指標が取引当事者の収益の全てを説明するに足るものであることが求められるのかという根本的な問題がある。納税者の行った第三者間取引における価格が発見し得ないとき、移転価格課税による配分が行われるべきか否かという問題は根本的な検討が必要と考える。移転価格税制は所得の国外移転に対処するのであるが、適切な第三者取引が発見し得ない場合には、「価格を通じた利益の移転」はないと構成することも可能であるかもしれない。この点につき、次章において、法人税法における収益の認識等の関連において検討を加える。

(197) 租税特別措置法施行令第39条の12第8項

第4章 結びにかえて －経済的価値の移転とみなし譲渡－

1 経済的価値の移転による収益の認識

移転価格課税において、法人の所得が国外に移転している状態とは、わが国でその法人の所得が計上されていない状態である。法人税の課税対象である所得の意義について規定する法人税法22条との関わりは重要であると考え

る。

特に、無償取引に関する規定である法人税法22条2項は、米国内国歳入法482条の規定とは重要な相違点が存在するが、実際の対価ではなく正常と目されるべき対価に即して法人の所得計算を行う点で、両者は、その目的においても手法においても共通性を持っている⁽¹⁹⁸⁾。そして、法人税法22条2項の「無償による資産の譲渡若しくは役務の提供又は資産の譲受け」は、法人の課税所得の内容を明確にするために、実質的内容を明らかにすることを要する問題点の一つと指摘されている⁽¹⁹⁹⁾。

無償取引に関する裁判例として、大阪高等裁判所昭和53年3月30日判決⁽²⁰⁰⁾を取り上げる（清水惣事件）。金子名誉教授は、この判決が、無償による資産の譲渡や役務の提供からも益金が生ずる旨を定める法人税法22条2項の解釈・適用について、実務上大きな影響を及ぼすと予想されるのみでなく、この規定が確認的規定であると判示している点で、理論上も重要な意味を持っていると指摘された⁽²⁰¹⁾。

この事件は、親会社による子会社に対する無利息貸付について、課税庁が、

(198) 金子宏、「無償取引と法人税－法人税法22条2項を中心として－」『法協百年論集2巻』、有斐閣、1983年、163頁

(199) 品川芳宣『課税所得と企業利益』税務研究会出版局、1982年、5頁

(200) 訟務月報24巻6号1360頁

(201) 金子宏「アメリカ合衆国の所得課税における独立当事者間取引（arm's length transaction）の法理（上）－内国歳入法典482条について－」ジュリストNo. 974、104頁

利息相当額の経済的利益を借主に対して無償で供与したものとして、貸主たる親会社にその利息相当額の収益を認定するとともに、この供与を法人税法上の寄附金にあたるとして、寄附金損金算入限度額を超える部分の損金算入を否認した事件である。

判決では、法人税法22条2項が収益の発生事由として定めている「無償による役務の提供」について、実質的に見て、役務の有償提供によって得た代償を無償で給付したのと同じであるところから、担税力を示すものと見て、これを収益発生事由として規定したものと解されると判示した⁽²⁰²⁾。

さらに、「旧法には、法人税法22条2項、37条5項のような規定はなかったが、この点については、本件に適用されるべき法案に関する法の規定は、旧法の解釈上も妥当と考えられていたところを法文化したものであり、それによって従来の法人税法の所得計算の変更が意図されているものでない」と判示した⁽²⁰³⁾。

金子名誉教授は、このような結論が導き出されるのは、この問題がある種の租税回避の問題として捉えられているためであろう⁽²⁰⁴⁾と指摘される。本判決においては、無償取引における収益の認識は、これまでの収益の認識に関する原則—経済的価値の流入による収益の認識—の変更ではなく、原則の延長における解決の方策として位置付けられている。従って、判決はこの「原則の延長」について次のような条件を付すのである。

「営利法人が金銭（元本）を無利息の約定で他に貸付けた場合には、借主からこれと対価的意義を有するものと認められる経済的利益の供与を受けているか、あるいは、他に当該営利法人がこれを受けることなく右果実相当額の利益を手放すことを首肯するに足りる何らかの合理的な経済目的その他の事情が存する場合でないかぎり、当該貸付がなされる場合にその当事者間で通常有りうべき利率による金銭相当額の経済的利益が借主に移転したとして

(202) 前掲注200、1369頁

(203) 前掲注200、1371頁

(204) 金子宏、前掲注198、140頁

頭在化したといいうるのであり、右利率による金銭相当額の経済的利益が無償で借主に提供されたものとしてこれが当該法人の収益として認識されることになるのである。」⁽²⁰⁵⁾。

判決は、経済的価値の流入なくして収益を認識する理由として、「合理的な経済目的その他の事情が存しない」ことが重要とされている。このような考え方は、米国における初期の移転価格にかかる裁判例において、482条に基づく総所得等配分の判定において適用された合理性基準に共通するようと思われる。

この点につき、金子名誉教授は、「上記の清水惣事件の控訴審判決では、利息相当額の経済的利益が無償で貸主から借主に移転していることが、収益発生の根拠として強調されているが、旧法の下では、収益は経済的利益の流出によってではなく、流入によって始めて発生すると解される」と述べられる⁽²⁰⁶⁾。そして、「収益とは、外部からの経済的価値の流入であり、無償取引の場合には経済的価値の流入がそもそも存在しない」と指摘され、「この規定は、正常な対価で取引を行った者との間の負担の公平を維持し、同時に法人間の競争中立性を確保するために、無償取引からも収益が生ずることを擬制した創設の規定であると解すべきであろう（適正所得算出説）」⁽²⁰⁷⁾とされている。

金子名誉教授は、旧法の下で、無償譲渡からも益金が生じると解することは無理だったのではないかと指摘されている⁽²⁰⁸⁾。そして、「それは、結局は、通常対価で取引を行った者と無償で取引を行った者との間の公平を維持する必要性にあると考える。すなわち、法人は営利を目的とする存在であるから、無償取引を行う場合には、その法人の立場から見ればなんらかの経済的理由や必要性があるといえようが、しかし、その場合に、相互に特殊関

(205) 前掲注200、1370頁

(206) 金子宏、前掲注198、155頁

(207) 金子宏『租税法（第8版増補版）』、弘文堂、2002年、250頁

(208) 金子宏、前掲注198、155頁

係のない独立当事者間の取引において通常成立する筈の対価相当額—これを『正常対価』ということにする—を収益に加算しなければ、正常対価で取引を行った他の法人との対比において、税負担の公平を確保し維持することが困難になってしまう。したがって、無償取引につき収益を擬制する目的は、法人の適正な所得を算出することにあるといえよう。」と述べられ、この適正所得算出説は、資産の無償譲渡を含む各種の無償取引を通じて収益を擬制すべきことの統一的な説明たりうるとされている⁽²⁰⁹⁾。

この見解は、その後の判決において踏襲されている。例えば、宮崎地判平成5年9月17日は「資産譲渡にかかる法人税は、法人が資産を保有していることについて当然に課税されるのではなく、その資産が有償譲渡された場合に顕在化する資産の値上がり益に着目して清算的に課税がされる性質のものであり、無償譲渡の場合には、外部からの経済的な価値の流入はないが、法人は譲渡時まで当該資産を保有していたことにより、有償譲渡の場合に値上がり益として顕在化する利益を保有していたものと認められ、外部からの経済的な価値の流入がないことのみをもって、値上がり益として顕在化する利益に対しては課税されないということは、税負担の公平の見地から認められない。したがって、同項は、正常な対価で取引を行った者との間の負担の公平を維持するために、無償取引からも収益が生ずることを擬制した創設的な規定と解される⁽²¹⁰⁾。」としている。

無償譲渡に対する課税の問題において重要なのは、課税が行われるべきか否かという問題よりも、なぜ課税が行われるのかという問題ではないかと考える。宮崎地裁判決において、無償譲渡にかかる課税は、当事者間の取引の正当性の判定を根拠とするアプローチから、収益の認識の基準の問題（適正所得の算出問題）に至ったものとする。これは、正常でない取引をどのように扱うかという問題が、法人の課税所得をどのように考えるかという問題

(209) 金子宏、前掲注198、162頁

(210) 訟務月報43巻3号、1023頁

に密接に結びついているためである。

2 みなし譲渡の側面からの検討

中里教授は、みなし譲渡が問題となる場合の典型例として、株主の、その支配する同族会社との取引において、資産の低額譲渡が行われた場合の売主と買主の課税関係について整理されている。この場合、売主側に関して言えば、みなし譲渡は、法人税法22条2項と同様の位置に立つものであると考えることができる、とされる。そして、さらに、このみなし譲渡課税が、法人税法22条2項による無償・低額取引に対する課税と類似しているだけでなく、移転価格等の制度とも類似の点を有していると指摘されている⁽²¹¹⁾。

そして、みなし譲渡を収益の認識の文脈で捉え、「所得課税において現実採用されている所得算定方式は、基本的には実現主義（時価主義も例外的に採用されている）が、理論的に考えると、実現主義の妥当する場合と、時価評価方式の妥当する場合とを分けることが可能かもしれない。すなわち、所得課税において、当期の利益をもたらす事業活動と、将来のキャッシュフローのための投資活動とを便宜的に二分割して見よう。このうち、前者の企業活動については、原則として実現主義で大きな問題は生じない。しかし、後者の投資活動については、可能な限り時価評価を採用すべきであろう。⁽²¹²⁾」と述べられる。

そして、「実現概念は発生主義をキャッシュフローの方向に修正したものといえることができるから、みなし譲渡概念は、実現概念を時価主義（＝発生主義）の方向に再修正したものともみることができよう。⁽²¹³⁾」と述べられる。これは、経済的利益の流入による収益の認識の修正と考えることができる。

移転価格課税における独立企業間価格の算定について、納税者の内部取引

(211) 中里実「みなし譲渡と時価主義」日本税務研究センター『日税研論集VOL50譲渡所得の課税』、113-14頁

(212) 中里実、前掲注211、104頁

(213) 中里実、前掲注211、112頁

にもとづく第三者間取引から比較対象取引が乖離すると、その比較において、もっとも重要かつ重大な所得の差となって現れるのは、この投資活動から生じているキャッシュフローなのではないかと考えられる。

それが、現在問題となっている無形資産の評価につながる問題ではないかと考えるのである。機能に注目した所得の配分は、当期の利益をもたらす事業活動に関する所得についての配分を行うことである。(もちろん、研究開発という機能もあると考えるが、それは、機能というより、中里教授の指摘する企業の投資活動にあたりと考えるべきであろう。)

このような所得の考え方は、移転価格課税においても、当期の利益をもたらす所得については、実現主義により算出される所得を検討し、無形資産を生じさせるような投資活動については、時価評価をすることが重要といえるのではないかと考える。従って、移転価格における独立企業間価格の算定においても、この2方向からの検討が有効と考える。

さらに、中里教授は「企業会計に準拠した課税所得算定という確定決算主義の原則が存在したと考えられてきたが故に、日本の租税制度は、企業会計の一大原則である実現主義を尊重する傾向が極めて強く、したがって、多少皮肉なことではあるが、実現主義を濫用した租税回避について無力であったということができのではなかろうか。⁽²¹⁴⁾」と指摘され、所得課税の世界においては、実現主義の貫徹から生ずる不都合を避けるために、例外的に時価による値洗い(時価評価)が行われざるをえないとして、それをみなし譲渡課税として位置付けられている⁽²¹⁵⁾。

前述の宮崎地判平成5年9月17日における「資産が有償譲渡された場合に顕在化する資産の値上がり益に着目して清算的に課税がされる」との説明は、「値洗い」のタイミングが資産の有償譲渡の場合であり、「外部からの経済的な価値の流入がないことのみをもって、値上がり益として顕在化する利益

(214) 中里実、前掲注211、103頁

(215) 中里実、前掲注211、103頁

に対しては課税されないということは、税負担の公平の見地から認められない。」との判断は、この「値洗い」のタイミングは有償譲渡、すなわち「外部からの経済的価値の流入」に限られないということの意味するものであると考える。

無償譲渡における収益の認識について、経済的価値の移転により認識するならば（適正所得算出説）、経済的価値の流入というフローを基準とした課税とは異なった観点が必要と考える。この点について、経済的価値の評価の必要性が生じるといえよう。

移転価格課税は、取引を通じた企業の所得の国際的な付替えに着目して行われる形となっているが、現実には所得の国際的移転を認識のタイミングとするみなし譲渡課税の側面を有する。その結果、移転価格課税は、企業の事業活動により生じた利益と将来にわたり発生する利益が収益として認識され、その点において時価評価による現在価値への課税が行われる。このことは、移転価格課税において問題となっている将来のキャッシュフローのための投資と、その結果である超過収益に対する課税の問題に直結する。

3 フロー課税とストック課税

法人税法22条2項の無償取引にかかる問題につき、金子名誉教授は適正所得の算出を行う上で、経済的価値の移転において収益を認識するとの考えを示された。これは、これまでの経済的価値の流入により、収益を認識してきた見解とは異なる。

法人税法は、経済的価値の流入に着目して課される税と考えるならば、経済的価値のフローが収益の認識の根拠となるであろう。しかし、経済的価値の移転といったとき、それは、経済学的観点からの租税の分類というstockに着目して課される租税⁽²¹⁶⁾の性質を賦与されたといえることができるので

(216) 中里実「human capitalと租税法—研究ノート（上）—」ジュリストNo. 956、108-109頁

はないか。移転価格課税はある局面においては、このstockの移転（transfer）について、flowの形式において課税しようとする試みではないかと考えられるのである。

移転価格課税においてはその基準となる独立企業間価格算定が難しく、困難となっているのはこの局面の整理の問題と考える。経済的活動によるフロー課税をつらぬくならば、機能に応じた所得の配分で足りる。前述した機能による所得配分では配分されない所得の問題は、このstockの配分の問題であって、異なるアプローチが求められるものとする。第三者取引を基準とする方法による是正が可能でかつ適切である局面と、stockの移転に対する是正の局面が存在すると考える。

例えば、超過収益を生み出す無形資産について、インカムアプローチなど様々な評価の方法が試みられているが、このような評価は、stockをflowの形に転換することを意味するものと考えられる。stockの配分を考えると、そこには、合理的な経済的行為などの取引主体の主観的な要因は関連がない。求められるのは移転の事実と適正な配分だけである。

国家の課税権の行使において、特に国際的な局面においては、実はstockの確保に中心が置かれており⁽²¹⁷⁾、しかし、課税を行う方法はflowの方式を

(217) 中里教授は、米国における移転価格税制類似の問題として、過少資本税制(thin capitalization)とearning stripping(これも過少資本税制の一種といえよう)をとりあげられる。これら三つは、国際課税の局面に即していえば、いずれも、アメリカで課税されない(控除される)形で利益が外国に移転されることにより、アメリカの課税権が侵害されるという場合に関するものである。「thin capitalizationは所得の種類を変更することによりアメリカの課税から逃れようとする点で、トランスファー・プライシングとは一応異なる。しかし、トランスファー・プライシングも、例えば、本来は配当の形で受け取るべきものを価格の一部として受け取る(外国親会社による高価買入)というように考えれば、同様のものであろう。」(中里実『国際取引と課税』、有斐閣、1994年、282頁)、また、中里教授は移転価格税制との関係について、現行法の解釈としては無理であるとの認識に立ちながら、立法論としては、タックスヘイブン対策税制が存在する以上、移転価格税制を適用する必要はないという方式も、理論的に考える限り十分に成立しうるのではないかと指摘されている。(中里実『デフレ下の法人課税改革』、有斐閣、2003年、122頁)

採用しているため、多くの矛盾が生じているとも考えることができるのではない。移転価格課税においても、本来は価格というflowそのものを表象する点の是正であったところが、本質的には国家間のstock配分の問題の解決が求められている。米国は、flowにつき、ミクロ経済学理論を媒介としてstockとの結びつきを数量的に表そうとする試みに成功したのかもしれない。国際課税問題の中心であるstockのアンバランスにつきどのような方策を立てるべきであろうか。適正な所得に対する課税を実現することが、その目的であると考えるのである。

関連者間取引に対して、どのように対処するかという根本的な検討が必要とされている。これまで直接税は、課税のタイミングを経済的価値の流入を基準としてきた。いわゆる、フローに着目することが、適正な課税を確保する方途であった。移転価格課税の問題は、フローの課税の枠組みを超えて、ストックへの課税へと変質しつつあるように思われる。